

「国立大学法人会計基準」及び
「国立大学法人会計基準注解」
報 告 書

平成15年3月5日
(令和8年1月30日改訂)

国立大学法人会計基準等検討会議

目 次

・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書について (平成15年3月5日)	1
・固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準の設定及び国立大学法人会計基準 の改訂について(平成17年12月22日)	4
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (平成19年12月12日)	9
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (平成21年7月28日)	11
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (平成23年1月14日)	12
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (平成24年1月25日)	15
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (平成26年3月18日)	17
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (平成27年3月10日)	19
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (平成28年2月1日)	21
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (平成30年6月11日)	23
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (令和4年2月10日)	25
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (令和6年2月21日)	31
・「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について (令和8年1月30日)	34

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書

第1章 一般原則	1
第2章 概念	3

第3章	認識及び測定	1 2
第4章	財務諸表の体系	2 2
第5章	貸借対照表	2 3
第6章	損益計算書	3 1
第7章	純資産変動計算書	3 4
第8章	キャッシュ・フロー計算書	3 7
第9章	利益の処分又は損失の処理に関する書類	4 1
第10章	附属明細書及び注記	4 3
第11章	国立大学法人等固有の会計処理	4 9
第12章	連結財務諸表	6 3

(別添)

「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び

「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」…………… 7 5

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書について

平成15年 3月 5日

国立大学法人会計基準等検討会議

1. 「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の検討の経緯

国立大学の法人化については、平成12年7月に発足した「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」において、大学改革の一環として、①個性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開、②国民や社会への説明責任の重視と競争原理の導入、③経営責任の明確化による機動的・戦略的な大学運営の実現、の3つの視点から検討が行われ、「新しい「国立大学法人」像について」として平成14年3月26日に最終報告（以下「報告」という。）がなされたところである。

報告においては、「国立大学法人」に適用する会計基準について、『独立行政法人全般に適用する会計基準については、既に「独立行政法人会計基準」が策定されているが、これを参考としつつ、大学の特性を踏まえた会計基準を検討する。』とされている。

本検討会議では、報告を受け、平成14年4月3日の初会合から平成15年3月5日まで計8回の会合において、大学の特性を踏まえた国立大学法人会計基準等について検討を行ってきた。平成14年8月22日には、それまでの検討状況を、中間報告という形でとりまとめたが、同報告の公表後、①特殊法人を母体とする独立行政法人の設置を前提とした「独立行政法人会計基準」の改訂（平成15年3月3日）、②国立大学法人法案等関連法案の確定（平成15年2月28日閣議決定）等が行われた。本検討会議においては、これらを考慮しつつ引き続き検討を行い、このたび、その成果を「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）報告書として取りまとめるに至ったものである。

なお、中間報告の取りまとめの時点において、結論の出ていなかったPFIについては、現時点においても、具体的な会計基準上の取扱いは確定していない。一方、国立大学等の法人化は、平成16年4月に予定されているため、「基準及び注解」については、PFIの取扱いを含め、法人への移行までの間の各局面での更なる検討の結果や状況の変化等を踏まえ、追加、修正等が行われることもあり得るものである。

2. 独立行政法人会計基準と企業会計原則

本検討会議において、その検討の基礎とした「独立行政法人会計基準」は、独立行政法人に適用となる会計基準であり、『独立行政法人の会計は原則として企業会計原則によるものとする』（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条）と規定されているところである。しかしながら、独立行政法人は、制度の前提や財政構造等が営利企業とは異なるため、企業会計原則を独立行政法人にそのままの形で適用すると、伝えるべき会計情報が伝達されず、あるいはゆがめられた形で提供されかねないことか

ら、「独立行政法人会計基準」においては企業会計原則に一定の修正が行われている。

その主な観点は、

- ①独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないこと
- ②独立行政法人は政策の実施主体であり、政策の企画立案の主体としての国の密接不可分の関係にあることから独立行政法人独自の判断では意思決定が完結し得ない場合が存すること
- ③独立行政法人には、毎事業年度における損益計算上の利益（剰余金）の獲得を目的として出資する資本主を制度上予定しないこと
- ④独立行政法人に対する動機付けの要請と財政上の観点の調整を図る必要があることである。

なお、前述のとおり、今後設立が予定されている独立行政法人においては多種多様な業務が実施されることとなること等に配慮し、全ての独立行政法人の会計処理に必要な会計基準を整備する必要があるとの観点から、本年3月「独立行政法人会計基準」の改訂が行われたところである。

3. 国立大学の特性

国立大学は、公私立大学とともに、今日まで我が国の学術研究と研究者等の人材育成の中核を担ってきたほか、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の進学機会を提供する等の重要な役割を果たしてきた。法人化後においても、「国民に支えられ、最終的に国が責任を果たすべき大学」（報告P. 4）として各国立大学毎に期待される使命や機能の明確化とその確実な実現が従来以上に強く求められているところである。

このような状況の下、国立大学法人に適用される会計基準等の策定に当たっては、①主たる業務内容が教育・研究であること、②学生納付金や附属病院収入等の固有かつ多額の収入を有すること、③同種の法人が多数設立されることから、国立大学法人間における一定の統一的取扱いが必要とされること、等の他の独立行政法人との相違点が適切に考慮されるべきと考えられる。

これらを踏まえ、本検討会議においては、「独立行政法人会計基準」を参考としつつ、主として以下の諸点に関し国立大学の特性に即した取扱いを検討した。

- ・運営費交付金等の収益化の進行基準
- ・教育・研究の基礎となる資産の取扱い
- ・授業料の負債計上
- ・共通するセグメント情報の開示区分の取扱い
- ・たな卸資産等の評価方法の取扱い等

また、独立行政法人会計基準の改訂については、「基準及び注解」に基本的にその変更点を反映させたが、国立大学法人の特性に鑑み、区分経理に係る記述等の国立大学法人について明らかに適用されない箇所については削除する等の変更を行っている。

4. 大学共同利用機関法人の取り扱い

大学共同利用機関は、学術研究の発展に伴い、特定の大学に附置しない大学の共同利用の機関として設置されてきたが、その活動の実態は、大学における諸活動と極めて強い類似性を有している。制度上も、人事面、会計面を含め、国立大学と同様の位置付けがなされている。

また、今般の国立大学法人法案においては、国立大学法人と並び4つの大学共同利用機関法人を設置することとされている。中間報告は、国立大学法人のみを直接の対象としていたが、本検討会議では、このような状況を踏まえて大学共同利用機関についても検討を行い、「基準及び注解」を大学共同利用機関法人についても適用することが適当であるとの結論を得た。

5. 「基準及び注解」の性格

「基準及び注解」は、国立大学法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準を定めるものであって、国立大学法人がその会計を処理するに当たって従わなければならないものであるとともに、会計監査人が国立大学法人の財務諸表等の監査をする場合において依拠しなければならないものである。

したがって、国立大学法人は他に合理的な理由がない限り、この「基準及び注解」に定めるところにより会計処理を行わなければならないが、そこに定められていない事項については、合理的な理由がない限り、一般に公正妥当と認められている会計原則に従うこととなる。

なお、「基準及び注解」は、現時点で想定しうる国立大学法人の全ての会計取引及び事象に対応可能な会計基準であると考えるが、近年、公的な主体に係る会計基準についての研究が活発に行われるようになってきているほか、企業会計についても、会計基準の国際的調和を図るべく議論されているところである。

本検討会議は、このような動向を踏まえ、国民に対する情報開示及び国立大学法人の業績の適正な評価に資する観点から、「基準及び注解」の今後のさらなる充実改善を期待するものである。

固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準の設定及び 国立大学法人会計基準の改訂について

平成17年12月22日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準の設定及び改訂の経緯

企業会計では、平成14年8月9日に企業会計審議会より公表された「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」において、「固定資産の減損に係る会計基準」が設定されるとともに、平成17年4月1日以後開始する事業年度から実施されるよう措置されることが適当であるとされた。

独立行政法人の会計は「原則として企業会計原則によるものとする」（独立行政法人通則法第37条）としつつ、「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える」（「中央省庁等改革の推進に関する方針」平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）こととされていることから、独立行政法人の固定資産の減損に係る会計基準が検討され、『「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解』（平成17年6月29日）（以下「独法減損基準及び注解」という。）が公表された。これを受けて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が教育研究を主たる業務としているなどの特性を踏まえ、国立大学法人会計基準等検討会議（以下「検討会議」という。）において固定資産の減損に係る会計基準の検討を行った。

検討会議は、平成17年10月5日から同年11月22日まで合計3回の会合を開催し検討を重ね、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」（以下「減損基準及び注解」という。）を取りまとめ、また、これを受け「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）の改訂を行ったものである。

2. 国立大学法人等の固定資産の減損に関する基本的考え方

(1) 減損会計基準の整備の目的

検討会議では、国立大学法人等に対して固定資産の減損に係る会計基準を適用するにあたり、まず、独立行政法人における議論を踏まえて、その目的について議論を行った。企業会計における「固定資産の減損に係る会計基準」では、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、損失を将来に繰り延べないために行われる会計処理であるとされている。しかしながら、独立行政法人と同様に、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とはしない国立大学法人等について、固定資産への投資額の回収可能性によって減損

を認識する企業会計の目的をそのまま適用することは合理的ではないと考える。

この点について、国立大学法人等はその業務の実施に関して負託された経済資源に関する財務情報を負託主体である国民に対して開示する責任を負うものであり、また、国立大学法人等により作成される財務報告は、その利用者である国民その他の利害関係者に対して利用目的に適合した有用な内容を提供するものでなければならぬことに鑑みれば、国立大学法人等の固定資産について減損会計を適用する目的は以下の諸点にあるものと認識する。

第一は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を減額することである。国立大学法人等の財政状態を明らかにするという国立大学法人等の貸借対照表の作成目的に鑑みれば、固定資産の帳簿価額が著しく過大となった場合には、これを適正な価額まで減額する必要があると認識する。

第二は、国立大学法人等が適切な業務遂行を行わなかった結果生じた減損損失を損益計算書に計上することにより、国立大学法人等の業績の適正評価に資することである。国立大学法人会計においては、業務の運営状況を明らかにするために損益計算が行われることから、国立大学法人等の業績を適正に評価する観点から損益計算に含めることが合理的である減損損失については、損益計算に含める必要があると認識する。

第三は、固定資産の減損に係る会計基準の適用によって、国立大学法人等の固定資産の有効利用を促進することである。固定資産に減損又はその兆候が生じたことを明らかにすることにより、国立大学法人等に対し、その有効利用を促すことが期待されるものと認識する。

検討会議においては、このような目的に適合した会計基準を設定する必要があるとの認識で一致した。

(2) 減損の定義について

我が国における固定資産の減損処理については、企業会計において「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されたばかりであるが、検討会議では、「独法減損基準及び注解」を参考にして検討を進めた。

減損処理の目的は、帳簿価額が著しく過大となった場合にこれを修正することにある。国立大学法人等の資産については、通常、市場原理に基づいたキャッシュ・フローの獲得が想定されないことから、どのような基準に基づいて帳簿価額の適否を判断すべきかが問題となる。

まず、固定資産のサービス提供能力に着目して、固定資産の減損を認識・測定することについて検討を行った。この点について、減損会計が業務に着目したものではなく、資産に着目したものであることから、固定資産のサービス提供能力とは、固定資産を使ってどのような業務が行えるかではなく、固定資産についてどの程度の使用が想定されているか、すなわち、固定資産をどの程度使用する予定であるか、と考えることが適当である。そして、固定資産について現在期待される使用の程度が固定資産の取

得時に想定された使用の程度に著しく満たなくなつた場合には、当該資産の帳簿価額は過大であると認められることから、減損を認識することとした。

次に、資産は売却等によって収入を得られるという経済的便益があり、この側面から減損の認識・測定について検討を行った。この点については、取得原価主義の下、固定資産の市場価格が著しく下落し、その回復が見込めない場合には、これを早期に帳簿価額に反映させることが、国立大学法人等の財政状態を明らかにするという減損会計の目的や国民経済的観点からの資産の含み損の先送り防止という要請に合致するものと考ええる。また、市場価格が存在する固定資産については、その資産が一般的に提供しうる将来にわたる経済的便益を現在価値に割り引いたものが市場価格に表象されていると考えることもできる。このことから、固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した場合についても、減損を認識することとした。

以上により、固定資産の減損とは、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいうものと考えられる。

検討会議では、以上のような基本的考え方に立ち、「減損基準及び注解」の設定を行うこととした。

3. 「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」の主な内容

「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」では、まず、国立大学法人等の固定資産の減損に関する基本的考え方を明示するため、当該基準の目的及び減損の定義を規定することとした。

次に、当該基準の適用対象となる固定資産を、その性格及び重要性の観点から限定した。

また、対象資産すべてについて減損が生じているかどうかの判断を行うことが、実務上過大な負担となるおそれがあることから、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（減損の兆候）がある場合には、当該資産について減損を認識するかどうかの判断を行うこととした。

減損の認識を行うかどうかの判定は、固定資産の全部又は一部について使用が想定されているかどうか等により判断することとした。

そして、減損を認識すべきであると判定された固定資産については、その帳簿価額を回収可能サービス価額（正味売却価額と使用価値相当額のいずれか高い額）まで減額するとともに、当該減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものである場合には、減損損失として当期の臨時損失とすることとし、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、損益計算には含めないこととした。

また、利害関係者である国民等が国立大学法人等の財務諸表の理解をより深められるよう、減損が認識された固定資産に関し、当該資産の概要、認識するに至った経緯、回

収可能サービス価額の算定方法等の事項について、注記することとした。更に、減損の兆候が認められたにもかかわらず減損を認識するには至らなかった資産についても、国立大学法人等の評価に資するとの観点や資産の有効利用を促すとの観点から、当該資産及び減損の兆候の概要、減損を認識しなかった根拠等の事項について、注記することとした。

4. 「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び改訂後の「国立大学法人会計基準」の性格と取扱い

「減損基準及び注解」は、「基準及び注解」の基本構造の下での固定資産の減損に係る会計上の取扱いを定めたものであり、「基準及び注解」の一部を構成するものであるが、固定資産の取得から処分までのライフサイクル全般に関わる会計処理の基準であり、また、主に固定資産のサービス提供能力に着目してその会計処理を規定していること等から、減損に係る会計基準を体系的に示すことが適切と考えられるため、「基準及び注解」の別添として設定することとした。

また、「減損基準及び注解」及び改訂後の「基準及び注解」は、

- ① 国立大学法人等がその会計処理をするに当たって従わなければならない基準であるとともに、会計監査人が国立大学法人等の財務諸表等の監査をする場合において依拠しなければならない基準であって、国立大学法人等の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準を定めるものであること、
- ② 国立大学法人等における一般的かつ標準的な基準を示すものであり、国立大学法人等は他に合理的な理由がない限りこれらの基準の定めるところに従わなければならないが、そこに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うこととなること、

については、現行の「基準及び注解」と同様である。

なお、「減損基準及び注解」は、国立大学法人等が、学生納付金や附属病院収入等固有かつ多額の収入を有するものの、基本的には国からの財源措置に依存した業務運営を行っており、自己収入による投資額の回収が予定されていないことを念頭に設定したものである。したがって、固定資産からキャッシュ・フローが生み出され、独立採算型等の運営が予定されている業務は存在しないため、企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用することが適切であるとは認められない。

5. 今後の発展について

固定資産によって提供されるサービスの需要又は必要性の減少を把握するためには定量的な指標が必要となるが、現段階では国立大学法人等の業務の実績の評価に用いる指標は必ずしも定量的に明確なものとはなっていない。しかしながら、国立大学法人等の固定資産の利用状況に関する実績の評価に用いる指標を減損の兆候を判断する指標として使用することにより、その定量化を促進させていくべきであると考え、「減損基準及び注解」においては、固定資産が使用されている業務の実績の著しい低下を減損の兆候

とすることとした。もともと、中期目標や業務の実績の評価に用いる指標が抽象的・定性的である限りは、精度の高い判断を行うことは困難である。このことから、検討会議としては、文部科学大臣及び国立大学法人評価委員会に対し、「中央省庁等改革の推進に関する方針」及び「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」（平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定）等の趣旨を踏まえ、中期目標、中期計画及び業務の実績の評価に用いる指標等を定量的かつ高水準のものとするとともに、今後、減損の兆候を判断する指標の定量化を進め、その精度を向上させることにより、資産の有効利用がなお一層図られることを期待するものである。

また、「減損基準及び注解」においては、国立大学法人等の業績の適正な評価に資するべく、減損の兆候が認められた固定資産について、減損の兆候の概要等の定性的な情報を注記することとしたが、国立大学法人等が保有する資産は国民共有の資産であり、有効利用が図られるべきものであることから、国立大学法人等が保有する固定資産について減損の兆候が認められる場合には、事業報告書においても記載を行うことにより、資産の有効利用を図るための検討に資することを期待する。

更に、近年、公的な主体の会計基準についてはその研究が活発に行われるようになっており、このような研究の動向等を踏まえ、国立大学法人会計に関する理論及び実務が今後より一層進展することを期待するとともに、「基準及び注解」について、今後とも充実改善が図られる必要があると認識する。

6. 適用時期

「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」の規定の適用に当たっては、その設定及び改訂後速やかに適用されるべきであると考えことから、平成18事業年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

平成19年12月12日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準設定及び検討の経緯

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に適用される会計基準は、国立大学法人会計基準等検討会議（以下「検討会議」という。）において、企業会計原則を基礎としつつ、独立行政法人会計基準における取り扱いを踏まえて検討を行い、平成15年3月に「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書（以下、「基準及び注解」という。）として取りまとめた。また、平成17年12月には、企業会計において減損会計が導入されたことなどを受けて、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」の設定、及び基準及び注解の改訂を行った。

その後、平成18年5月施行の会社法（平成17年法律第86号）において、会計処理や表示について、一般に公正妥当と認められている会計慣行に従う方向で規定整備がなされた。このことを受け、基準及び注解が基礎としている独立行政法人会計基準は、独立行政法人が実務的観点より見直す必要が認められた箇所等と併せて改訂が行われた。

これらを踏まえ、検討会議を開催し、基準及び注解の改訂について検討を行い、国立大学法人会計基準の改訂案を報告書に取りまとめた。

2. 会計基準改訂に対する基本的認識

基準及び注解は、会社法及び会社計算規則（平成18年2月法務省令第13号）、金融商品に関する会計基準等の企業会計の最新の考え方及び取扱いを、適切に反映する必要がある。その際、先行して同様の改訂がなされた独立行政法人会計基準を参考としつつ、国立大学法人等の特性に基づく修正を加えることにより、国立大学法人等に付託された教育研究に係る業務について、財政状態や運営状況を適切に表示するものとするのが重要である。

また、国立大学法人等の運営状況等について、国民に対して十分に説明責任を果たすよう、益々強い要請があることへの配慮が必要である。

3. 会計基準改訂の主な内容

改訂の主な内容として、まず、会社計算規則に規定する計算関係書類に対応するため、貸借対照表の表示区分を見直し、金銭債務の評価方法等について企業会計の最新の基準の考え方を可能な限り取り込み改訂することとした。

また、前回改訂後に、実務上の観点から要請された会計処理等について補足を行った。

さらに、国立大学法人等における説明責任を一層果たす観点から、セグメント情報、運営費交付金の収益化基準及び関連公益法人等の情報について、その開示内容の充実を図るため、基準及び注解の見直しを行った。

4. 改訂後の基準及び注解の性格と取扱い

改訂後の基準及び注解は、現行と同様、国立大学法人等が会計を処理するに当たって従わなければならない基準であるとともに、会計監査人が国立大学法人等の監査をする場合において依拠しなければならない基準である。

したがって、国立大学法人等は、合理的な理由がない限り、この基準及び注解の定めるところにより会計処理を行わなければならない。しかしながら、そこに定めていない事項については、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則に従うこととなることは、現行の基準及び注解における取扱いと同様である。

なお、基準及び注解は、今後予想される企業会計の基準の動向も踏まえつつ、より一層、国立大学法人等の適切な業績表示及び情報開示の充実に資する改訂を行う必要があると認識する。

5. 適用時期

改訂後の基準及び注解の規定の適用に当たっては、平成19年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

平成21年7月28日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 基準及び注解の改訂の経緯及び主な内容

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、平成16年4月に国の施設等機関から法人化されて、今年で6年目を迎えている。その間、5回の決算を行っているが、国立大学法人等の当期総利益及び利益剰余金には、国立大学法人等の法人移行時に係る固有の会計処理等に起因して生じ、その後の事業年度において利用者の判断に際して誤解を与える恐れのあるものが含まれている。

このため、国立大学法人等の財務状況をより適切に開示する観点から、今回、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下、「基準及び注解」という。）の見直しを行った。

具体的には、財務諸表の注記に係る注解を新設し、利益剰余金及び当期総利益のうち、国立大学法人等の法人移行時に係る固有の会計処理等に起因して生ずるものについて、その内容及び金額を、継続して財務諸表に注記することとした。

2. 適用時期

改訂後の基準及び注解の規定の適用に当たっては、平成21年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

平成23年1月14日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準改訂の経緯

企業会計の領域においては、わが国の企業会計基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに向けた取組みの一環として、従来の会計規範の見直しが進められており、新たに設定された会計基準や改正後の会計基準が平成21年4月以降開始事業年度から適用されている。

独立行政法人の会計は「原則として企業会計原則によるものとする」（独立行政法人通則法第37条）としつつ、「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える」（「中央省庁等改革の推進に関する方針」平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）こととされていることから、独立行政法人に適用される会計基準について、総務省の独立行政法人会計基準研究会と財務省の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームにおいて検討され、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」を改訂した。これを受けて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が教育研究を主たる業務としているなどの特性を踏まえ、国立大学法人会計基準等検討会議において会計基準の検討を行った。

2. 会計基準改訂に対する基本的認識

基準及び注解は、会社法及び会社計算規則（平成18年2月法務省令第13号）、金融商品に関する会計基準等の企業会計の最新の考え方及び取扱いを、適切に反映する必要がある。その際、先行して同様の改訂がなされた独立行政法人会計基準を参考としつつ、国立大学法人等の特性に基づく修正を加えることにより、国立大学法人等に付託された教育研究に係る業務について、財政状態や運営状況を適切に表示するものとするのが重要である。

3. 会計基準改訂の主な内容

改訂の主な内容は、金融商品及び賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記、資産除去債務の会計処理、連結財務諸表作成時の国立大学法人等及び持分法適用会社の会計処理の統一、連結損益計算書における表示区分の追加について、企業会計の最新の基準の考え方を可能な限り取り込み改訂を行うこととした。

また、政府から出資された土地を売却した場合の会計処理について規定を追加した。

4. 会計基準改訂の基本的な考え方

(1) 金融商品の時価等の開示に関する注記

企業会計においては、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、金融商品の状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図ることが求められたところであるが、国立大学法人等の金融資産については、先行して改訂が行われた独立行政法人と同様に、その有効活用を図る観点等から時価等を開示することが必要であると考えられる。

(2) 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

企業会計においては、一定の不動産について、その価値を開示することが投資情報として一定の意義があるとの考え方から、賃貸等不動産の時価等に関する事項の開示の充実を計ることが求められたところである。しかしながら、独立行政法人と同様に、公共的な性格を有する国立大学法人等が保有する賃貸等不動産の中には、必ずしも賃貸収益やキャピタルゲインの獲得自体を目的としていないものも存在するが、このような不動産についても、その有効活用を図る観点等から時価の開示をすることが必要であると考えられる。

(3) 資産除去債務に関する会計基準

企業会計においては、将来の有形固定資産の除去のための債務に関する支出を有形固定資産の取得時にあらかじめ見積り、その割引現在価値を負債として計上するとともに有形固定資産の取得原価に算入し、資産の耐用年数にわたって費用処理することが求められたところであるが、国立大学法人等の有形固定資産の除去費用等についても、企業会計基準と同様の会計処理を行うことが必要と考えられる一方、当該除去費用等の中には、対応する収益の獲得が予定されていないものが存在することから、このようなものとして文部科学大臣により特定された除去費用等については、損益上の費用に計上せず、資本剰余金を減額することが適当であると考えられる。

(4) 政府から出資された土地を売却した場合の会計処理

政府から出資された土地を売却した場合の資本金の減少に係る会計処理について規定するとともに、土地の譲渡取引により生じた土地処分収入から国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合には、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額することとし、また、その場合の独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付に要した費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することが適当であると考えられる。

5. 改訂後の基準及び注解の性格と取扱い

改訂後の基準及び注解は、現行の基準及び注解と同様に、国立大学法人等がその会計処理をするに当たって従わなければならない基準であるとともに、会計監査人が国立大学法人等の監査をする場合において依拠しなければならない基準である。

したがって、国立大学法人等は、合理的な理由がない限り、この基準及び注解の定め

るところにより会計処理を行わなければならない。しかしながら、そこに定めていない事項については、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則に従うこととなることは、現行の基準及び注解における取扱いと同様である。

なお、基準及び注解は、今後予想される企業会計の基準の動向も踏まえつつ、より一層、国立大学法人等の適切な業績表示及び情報開示の充実に資する改訂を行う必要があると認識する。

6. 適用時期

改訂後の基準及び注解の規定の適用に当たっては、平成22事業年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

平成24年1月25日

国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準改訂の経緯

国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改定の独立行政法人会計基準における適用については、逐次、必要な改訂を行ってきたところであるが、セグメント情報等の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正が残された課題となっていた。

また、独立行政法人の保有する固定資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産以外の償却資産（以下「非特定償却資産」という。）に係る固定資産の減損処理に関して、減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合に、損益計算には含まれず資本剰余金の控除項目として計上されるため、投下資本の回収計算上不整合が生じることとなっていた。

独立行政法人では、これらについて検討され「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」の改訂が行われた。

これを受けて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）における特性や独立行政法人との相違点を考慮し、国立大学法人会計基準等検討会議において検討を行い、この度「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）並びに「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」（以下「減損基準及び注解」という。）の改訂を行った。

2. 会計基準改訂の主な内容

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正

企業会計基準においては、国際財務報告基準とのコンバージェンスの一環として、財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性の向上を図り、もって財務諸表の意思決定有用性の向上に資するとの観点から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成21年12月4日企業会計基準委員会）が公表されたところであり、例えば、企業が自発的に会計方針を変更した場合や財務諸表の表示方法を変更した場合には、過年度の財務諸表を新たに採用した方法で遡及修正し、これを表示すること等としている。

今般、当該企業会計基準の基準及び注解への導入の必要性について検討を行った。具体的には、企業会計における導入目的を踏まえた国立大学法人会計への導入の意

義や、導入する場合の国立大学法人制度上の問題点等について把握・検討を行った結果、国立大学法人等においては、当該企業会計基準を導入することなく、従前の取扱いを継続するのが適当であるとの結論に至った。

ただし、当該企業会計基準の公表を受け、国立大学法人会計における実務上の便宜を考慮して、定義規定の整合性の確保等、必要な手当てを行うこととした。

(2) 固定資産の減損額の会計処理の見直し

減損基準及び注解は、企業会計基準における減損会計の導入を背景として、国立大学法人等の特性を踏まえた基準として設定され、平成18事業年度から適用されたところである。

減損基準及び注解では、国立大学法人等が保有する固定資産に係る減損額の会計処理については、当該減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったことにより生じたものであるか否かによって損益計算に含めるか否かを異にしている。

このため、国立大学法人等が保有する非特定償却資産については、その減価償却相当額を損益計算上の費用として計上することで投下資本の回収を図ることが予定されている一方、減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合には資本剰余金の控除項目として計上することとなり損益計算には含まれないこととなり、投下資本の回収計算上不整合が生じることとなっていた。

今般、減損基準及び注解についても検討を行い、上記のような不整合を解消するため、非特定償却資産の減損の会計処理については、中期計画で想定した業務運営を行っていたか否かにかかわらず、全て損益計算上の費用として計上することが妥当であるとの結論に達し、減損基準及び注解の改訂を行うこととした。

3. 適用時期

改訂後の「基準及び注解」及び「減損基準及び注解」の適用に当たっては、平成23事業年度から適用することが適切である。

4. 今後の課題について

国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改定の国立大学法人会計基準における適用については、逐次、必要な改訂を行ってきたところであり、当面の課題に対しては概ね対応を行ったものとする。

今後とも、企業会計基準の改定の動向を注視するとともに、必要に応じ、国立大学法人等の会計基準の見直しについても検討していくこととする。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

平成26年3月18日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準改訂の経緯

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、平成16年4月に国の施設等機関から法人化され、今年度で10年を迎えた。その間、国立大学法人会計基準は、一般に公正妥当と認められた企業会計原則を基礎としつつ、独立行政法人会計基準における取り扱いを踏まえ、国立大学法人等の特性に即した改訂を重ねてきたところである。

今回、産業競争力強化法が制定され、文部科学大臣及び経済産業大臣の認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業について、国立大学法人等から必要な資金の出資が行なわれることになり、国立大学法人法上の国立大学法人等の業務として産業競争力強化法に基づく出資等の業務が追加された。

この業務については、

- ① 産業競争力強化法に基づく産業競争力の強化に関する実行計画に沿って進められる施策の一部をなすものであるとともに、国立大学法人等のみの意思決定で実施できるものではなく、国立大学法人等のみの運営責任に帰することが適当でないこと
- ② 現在、国立大学法人等が中期計画に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金等の財源措置が行われる業務についてはその範囲において損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されている中で、いわゆる承認TLOのみへの出資が可能であったときには、重要性の低いものとして考慮の埒外としていたが、今回、国立大学法人等が出資する特定研究成果活用支援事業については、承認TLOと異なり、国立大学法人等は必ず資金の出資を行うものであり、その出資の規模が国立大学法人等の財務状況に与える影響は大きいことを踏まえると、かかる損益や連結財務諸表の影響を適切に扱い、国民その他の利害関係者に対し、国立大学法人等の財務状況に関する判断を誤らせないようにする必要があること

等から、現基準における有価証券、連結財務諸表等の取り扱いにおいて一定の修正を加える必要があり、国立大学法人会計基準等検討会議において会計基準の検討を行った。

2. 会計基準改訂の主な内容

(1) 特定の有価証券に関する会計処理

国立大学法人等が保有する有価証券は、その保有する目的により区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式、その他有価証券）され、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額とされている。有価証券が生み出す評価差額、配当収入、売却損益については、それぞれ、有価証券評価損益、財務収益、売却損益として損益計算上の費用及び収益に計上され、国立大学法人等の損益計算に含まれる。

しかし、今回制定された産業競争力強化法第22条に基づき、国立大学法人等が特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金を出資することで取得する有価証券において、文部科学大臣の指定を受けることにより、当該有価証券に係る損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、資本剰余金に加算又は控除することとする。

なお、今回の事業の重要性に鑑み、運用結果については、運用上確定したもの（財務収益相当額、売却損益相当額）とそれ以外のもの（投資事業組合損益相当額、関係会社株式評価損相当額）に分け、前者を「損益外有価証券損益累計額（確定）」、後者を「損益外有価証券損益累計額（その他）」勘定とし、資本剰余金の内訳として掲記する。

(2) 「特定の有価証券に関する会計処理」を行うこととされた有価証券を発行する特定関連会社に係る連結財務諸表の作成について

同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、国立大学法人等及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 国立大学法人等固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として国立大学法人等の会計処理に統一しなければならない。

今回は、産業競争力強化法に基づく産業競争力の強化に関する実行計画に沿って進められる施策の一部をなすものであるとともに、国立大学法人等のみの意思決定で実施できるものではなく、国立大学法人等のみの運営責任に帰することが適当でないことなどを理由として、国民その他の利害関係者に対し、国立大学法人等の財務状況に関する判断を誤らせないようにする必要性から、個別財務諸表における「特定の有価証券に関する会計処理」を採用したと同様に、連結財務諸表においては、産業競争力強化法第22条に基づき国立大学法人等が特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金を出資することで取得する有価証券において、文部科学大臣の指定を受けた有価証券を発行する会社等の損益計算書に計上されている収益及び費用の金額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表において資本剰余金に加算又は控除することとしている。

(3) 「その他の関係会社有価証券」の評価基準及び評価方法

今回、国立大学法人等が出資する特定研究成果活用支援事業については、その出資先として認定特定研究成果活用支援事業者の他に認定特定研究成果活用支援事業者が法人として無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合も含まれる。現基準では組合に対する有価証券が想定されていなかったことから、今回の改訂において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券の貸借対照表価額及び投資事業組合の損益相当額の取り扱いについて、基準に盛り込んだ。

3. 適用時期

改訂後の「基準及び注解」の適用に当たっては、平成26事業年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

平成27年3月10日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準改訂の経緯及び背景

今般、独立行政法人制度においては、創設から10年以上経過し、様々な問題点が指摘されたことを踏まえ、独立行政法人改革の集大成として、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「閣議決定」という。）や、閣議決定を踏まえた「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（以下「改正通則法」という。）が平成27年4月から施行されることとなった。

今回の閣議決定及び改正通則法で求められる独立行政法人改革の主な目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることにある。

以上の閣議決定や改正通則法に関連する独立行政法人の会計に関する課題等について、所要の検討がなされ、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂が行われた。

なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」）においても、独立行政法人と同様に、監査機能やガバナンスの強化のため、上記改正通則法の一部を準用している。

また、企業会計における退職給付に係る会計処理については、「企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準」（改正平成24年5月17日、企業会計基準委員会）及び「企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針」（改正平成24年5月17日、企業会計基準委員会）により、退職給付引当金の計上方法の変更等を内容とする改正が行われた。

これらを受けて、国立大学法人等においても、法人化後10年以上経過し、現在、新たな変革期に入っていることを踏まえつつ、独立行政法人改革の趣旨と同様の視点に立って、国立大学法人会計基準等検討会議において検討を行い、このたび「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）の改訂を行った。

2. 会計基準改訂の主な内容

(1) 独立行政法人会計基準改訂のポイント

- ① セグメント情報の開示の拡充、② 運営費交付金の収益化基準について原則として業務達成基準を採用、③ 注記及び附属明細書の拡充を図るとともに、企業会計

における退職給付に係る会計処理の改正を受けて、所要の改訂を行った。

(2) 国立大学法人等における適用

上記①については、国立大学法人会計基準の創設時からの基本的な考え方として、国立大学法人等全体の比較可能性を担保する必要があることを前提としつつ、附属学校、附属病院など施設単位での開示の義務付け及び対象の拡大を図っていること、上記②については、同様に創設時から、教育研究という業務の実態に照らし、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、期間進行基準を原則としていること。さらに上記③のうち注記及び附属明細書の拡充についても、独立行政法人に先立ち、すでにその充実が図られていること。

以上のことから、これらについては改訂を行わないこととした。

なお、企業会計における退職給付に係る会計処理については、国立大学法人も独立行政法人と同様、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に従うものとしているため、独立行政法人会計基準に準じて所要の改訂を行った。

3. 適用時期

改訂後の基準及び注解の規定の適用に当たっては、平成27年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

平成28年2月1日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準改訂の経緯

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、法人化されて今年度で12年度目となり、第2期中期目標期間の終わりを迎えようとしている。

その間、受託研究等及び受託事業等については、国及び地方公共団体から受け入れるものだけではなく、独立行政法人や国立大学法人等から受け入れるものが増加しており、その多様化が進んでいる。また、受託研究等に関しては、受入額が増加の一途をたどっており、国立大学法人等の収入構成上の重要性が増しているところ、とりわけ共同研究への関心が高まってきている。

また、第2期中期目標期間中に開始された産業競争力強化法第22条に基づく出資事業に関しては、平成26年度において認定特定研究成果活用支援事業者が設立され、平成27年度には投資事業有限責任組合の組成が行われた。

こうした背景を踏まえ、国立大学法人等の財務状況をより適切に開示する観点から、国立大学法人会計基準等検討会議において検討を行い、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(以下「基準及び注解」という。)の改訂を行った。

2. 会計基準改訂の主な内容

(1) 国又は地方公共団体からの委託費の扱い

国又は地方公共団体からの委託費については、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区分して表示することとしてきた。このため、独立行政法人等からの受託による収益は、他の主体からの受託による収益として表示されており、公的機関からの受託に伴う収益とその他の機関等からの受託に伴う収益という意味合いでの区分とはならなくなっている。そこで、この点について検討を行った結果、損益計算書における当該区分表示の規定は廃止することとし、その代わりに、財務諸表の附属明細書において委託者別に計数を開示する等の手当を実務指針で行うといった検討をすることが適当であるという結論に至った。

(2) 共同研究の取扱い

共同研究は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び国立大学法人等業務実施コスト計算書のいずれにおいても、受託研究との合計値でもって受託研究等として表示することとしているところである。今般、共同研究の重要性の高まり

を受けて、共同研究を受託研究等から独立して表示することの必要性について検討を行った結果、受託研究と共同研究は、それぞれ独立して表示することとした。

(3) 産業競争力強化法第22条に基づく出資に関する注記における投資事業有限責任組合の取扱い

平成27年度において、投資事業有限責任組合の組成が初めてあったことから、その情報開示の要否について検討を行った。その結果、当該投資事業有限責任組合は官民ファンドであって、国費が投入されていることに鑑み、情報開示を行うことが適当であるという結論に達した。

3. 適用時期

改訂後の基準及び注解の規定の適用に当たっては、基本的に平成27年度から適用することが適切である。ただし、国又は地方公共団体からの委託費の扱い及び共同研究の取扱いについては、第2期中期目標期間中の連続性に鑑み、第3期中期目標期間の初年度である平成28年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

平成30年6月11日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準改訂の経緯

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、平成16年4月に国の施設等機関から法人化されて今年度で15年度目となり、その間、国立大学法人会計基準は、一般に公正妥当と認められた企業会計原則を基礎としつつ、独立行政法人会計基準における取り扱いを踏まえ、国立大学法人等の特性に即した改訂を重ねてきたところである。

第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たし、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性を取りまとめた「国立大学経営力戦略」では、「経営を支える財務基盤については、国立大学法人運営費交付金などの公的資金のみに依るのではなく、各国立大学が教育研究活動の成果を広く社会にアピールするアウトリーチを重視し、民間企業との共同研究や寄附金の拡大など社会全体からの支援を受け、その期待に対し目に見える形で応える、という好循環を形作っていく中で、財源を多元化し、強化を図ることが重要である。」とされており、平成29年4月には、国立大学法人法の一部改正の施行により、国立大学法人等の財務基盤の強化を図ることを目的に国立大学法人等の資産の有効活用を図るための規制緩和がなされている。

また、国立大学法人等が財源の多元化を図っていく中で、従来想定されていなかった国や地方公共団体以外の団体からの補助金等が増加している。

こうした背景を踏まえ、国立大学法人等の財務状況をより適切に開示する観点から、国立大学法人会計基準等検討会議において検討を行い、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）の改訂を行った。

2. 会計基準改訂の主な内容

(1) 寄附金を原資とした余裕金の運用に係る収益等の取扱い

平成29年4月の国立大学法人法の一部改正の施行により、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置として、寄附金を原資とした余裕金については、文部科学大臣の認定を受けて、より収益性の高い金融商品にまで運用範囲を拡大することが可能となった。今後、寄附金を原資とした余裕金の運用が拡大することが見込まれることから、運用により生じた収益等や期末における評価差額等の取扱いを示すことが適当であるとの結論に至った。

(2) 補助金等に含まれる範囲の取扱い

現行の基準及び注解において、補助金等の会計処理は、「国又は地方公共団体」から交付される補助金等とされているが、それ以外の団体から交付される補助金等についても、補助金適正化法の適用を受けるものについては、本基準に従って処理する必要があると考えられることから、国又は地方公共団体以外の者から交付される場合の取扱いを明記することが適当であるとの結論に至った。

3. 適用時期

改訂後の基準及び注解の規定の適用に当たっては、平成31年3月31日以後に終了する事業年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

令和4年2月10日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準改訂の経緯

(1) 国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針の策定

国立大学法人会計基準等検討会議（以下「検討会議」という。）は「国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針」（以下「基本的な指針」という。）を取りまとめた。

独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会が平成29年9月1日に公表した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を参考にしつつ、教育研究を主たる業務としている国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の特性や、会計制度を取り巻く環境の変化に伴う課題も踏まえ、国立大学法人制度の根幹に立ち返った理論的・体系的な整理を行い、財務情報のみならず、非財務情報も含めた国立大学法人等の「財務報告」の在り方として「基本的な指針」を示した。当該指針は、国立大学法人等の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化したものであることから、今後の国立大学法人会計基準及び関係通知の改訂等に当たって参照されるものとした。

(2) 理解しやすい財務諸表等の在り方の検討

令和2年12月、国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議において、「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～」が取りまとめられた。この中で損益均衡の概念や損益外処理など、分かりにくい概念が多く、「産業界目線からも理解しやすい」財務諸表等の在り方を検討することや、「国立大学法人自らの判断で戦略的に積立てができる内部留保の仕組み」を作ることが提言された。

(3) 企業会計基準及び独立行政法人会計基準等の改訂を踏まえた検討

企業会計の領域においては、新たに開発された会計基準や改正後の会計基準が順次公表され、適用されている。具体的には、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（改正令和2年3月31日企業会計基準委員会）及び企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（令和元年7月4日企業会計基準委員会）が令和3年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用され、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（令和2年3月31日企業会計基準委員会）が、令和3年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用されている。また、これらの会計基準の開発に伴い、他の会計基準について改正等がなされている。

独立行政法人の会計は「原則として企業会計原則によるものとする」（独立行政法人通則法第37条）としつつ、「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える」（「中央省庁等改革の推進に関する方針」平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）こととされていることから、独立行政法人に適用される会計基準について、総務省の独立行政法人会計基準研究会と財務省の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームにおいて検討され、令和3年9月21日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」を改訂した。

このような国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針の策定、理解しやすい財務諸表等の在り方の検討並びに企業会計基準及び独立行政法人会計基準等の改訂を踏まえた検討を受け、教育研究を主たる業務としているなどの国立大学法人等の特性も踏まえ、検討会議において検討し、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）を改訂した。

2. 会計基準改訂の主な内容

改訂の主な内容は、資産見返負債の会計処理の廃止、国立大学法人等業務実施コスト計算書の廃止、それに伴う資本剰余金を減額したコスト等及び国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト等の注記の追加並びに減価償却引当特定資産及び国立大学法人等債償還引当特定資産の新設である。

また、企業会計基準及び独立行政法人会計基準の改訂を受け、純資産変動計算書の新設と連結剰余金計算書の廃止、会計上の見積りの開示、収益認識及び金融商品の時価の算定について、企業会計基準等の最新の考え方を可能な限り取り込む改訂を行うこととした。

3. 会計基準改訂の基本的な考え方

(1) 資産見返負債の会計処理の廃止

従前、運営費交付金、授業料及び寄附金等を財源として償却資産を取得した場合、負債に計上していた財源を資産見返負債に振り替えるとともに、減価償却に応じて収益化することで損益均衡を図る処理が行われていた。渡し切りの資金である運営費交付金や自己収入である授業料や寄附金については、当該資金を財源として償却資産を取得した後も引き続き何らかの義務を負うものではなく、償却資産を取得した時点で資金拋出者からの負託に応えたのみならず、償却資産の取得時に、その財源である運営費交付金債務等を一括で収益化することとし、資産見返負債の会計処理を廃止する。

一方、補助金等については、取得後一定期間内に当該固定資産を処分した場合等に補助金交付元への返還義務が生じる場合があること、国際会計基準においても資産の

耐用年数にわたって収益として認識するとされていること等から、即時に収益化せず、財源相当額を長期繰延補助金等として負債に計上し、償却資産の減価償却に応じて毎期収益化することとする。

(2) 損益計算書注記による損益外コスト等の一元開示と国立大学法人等業務実施コスト計算書の廃止

国立大学法人等の償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された資産に係る減価償却相当額は、損益計算書の費用に計上しないとするなど、法人の運営責任の範囲の明確化を目的とした損益外処理が採用されてきた。これらを費用に計上するべきかどうかについて検討を行ったが、運営責任の範囲は引き続き明確にすべきであることから、当該処理は継続することとする。

国立大学法人等の運営により生じるコストには、損益計算書に計上される費用のほか、資本剰余金を減額する損益外のコスト、引当外退職給付増加見積額として損益計算に含めていない引当外のコスト等がある。これらも国立大学法人等の運営に要するコストであることから、損益計算の情報と一元的に表示するため、資本剰余金を減額したコスト等として損益計算書の直下に注記する。

また、国立大学法人等業務実施コストに相当する情報は、独立行政法人会計基準を参考に国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストとして財務諸表に注記することとした。

これらの新たな注記により、内容が重複する国立大学法人等業務実施コスト計算書を廃止する。

(3) 引当特定資産に関する会計処理

国立大学法人等は、教育研究の水準を維持するため、保有する施設設備の更新を定期的に行う必要があり、その資金を計画的に留保する必要がある。また、国立大学法人等債を発行する法人においては、債権者保護のため債務の償還に必要な資金を計画的に留保する必要がある。

施設設備の更新または国立大学法人等債の償還に充てるための資金を目的積立金とは別の手法で計画的に資金を留保することができるようになったことから、学校法人会計基準等を参考に当該資金を減価償却引当特定資産及び国立大学法人等債償還引当特定資産とし、それらの積立及び取崩に関する会計処理を新たに定める。また、附属明細書でこれらの増減の状況を明らかとするため、引当特定資産の明細を新たに作成する。

(4) 純資産変動計算書の開示、連結剰余金計算書の廃止

新たに「純資産変動計算書」を作成する。純資産変動計算書の表示区分、分類及び表示項目を検討するに当たっては、企業会計における株主資本等変動計算書や独立行

政法人の純資産変動計算書を参考にするとともに、国立大学法人等の資本概念や利益処分の仕組み等を踏まえたものとして、純資産変動計算書の様式を含め規定を設けることとした。なお、純資産変動計算書の新設に伴い附属明細書（「資本金及び資本剰余金の明細」及び「積立金等の明細」）を廃止する。

また、連結純資産変動計算書を新設し、連結剰余金計算書を廃止する。

(5) 収益認識

企業会計の領域では、収益認識に関する包括的な会計基準はこれまで開発されていなかったが、国際的な動向等を踏まえ、我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として、企業会計基準が開発された。

企業会計基準及び独立行政法人会計基準を参考とし、基準及び注解において、「その実施によって実現したもののみを、各期の収益に計上する」とされている「国立大学法人等がその教育研究の実施等に伴い得た収入」に関連する取引を対象に、改訂を行うこととした。

ア 適用範囲

国立大学法人等が教育研究等のサービス等の提供により得た収入のうち、企業会計基準の考え方を参考に、金融商品に係る取引及びリース取引等を除く「顧客との契約」から生じた取引に対して、改訂後の会計処理及び開示を適用する。ここで、企業会計基準との表現の整合性の観点から、基準及び注解において「顧客」と表現したが、基本的な指針を参考に、国立大学法人等に対して対価を支払い、教育研究等のサービス等を直接的に受益する者が該当する旨を明確にした。したがって、「顧客との契約」から生じた取引に該当しない運営費交付金等に関する会計処理及び開示は、本改訂の適用範囲に含まれない。

イ 基本となる原則

基本となる原則は、企業会計基準等の考え方を参考に、①顧客との契約を識別する、②契約における履行義務を識別する、③取引価格を算定する、④契約における履行義務に取引価格を配分する、⑤履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する、という5つのステップを適用することとした。ここで、企業会計基準において、取引価格は「財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（ただし、第三者のために回収する額を除く。）」と定義され、第三者のために回収される額（例えば、消費税等）を除いて取引価格を算定することから、消費税等の税込方式による会計処理は認められない、とされている。

国立大学法人等の多くは、消費税等の最終負担者となることが多いこと等の理由から、消費税等は税込方式を採用している。収益認識会計基準の導入にあたり、その扱いを検討会議で検討した結果、上記のような国立大学法人等における実態を踏まえ、税込方式を採用するという結論に至った。その上で、基準及び注解において、取引価

格を「教育研究等のサービス等の顧客への移転と交換に国立大学法人等が権利を得ると見込む対価の額」と定義した。

ウ 開示

開示は、国立大学法人等における財務報告の目的や機能、企業会計基準の考え方等に照らし、関連する基準及び注解の改訂を行った。

(6) 時価の算定

企業会計基準開発の経緯等を踏まえ、基準及び注解の改訂の必要性について検討を行った結果、財務報告利用者に対して時価情報を提供することで、国立大学法人等の財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報を提供できると考えられることから、改訂を行うこととした。

具体的には、金融商品の時価を、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格、と定義した。また、企業会計基準において、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の記載を削除したことに関連して、「市場価格のない株式等」の定めがなされたことに伴い、関連する基準及び注解の改訂を行った。

(7) 会計上の見積りの開示

企業会計基準開発の経緯等を踏まえ、基準及び注解の改訂の必要性について検討を行った結果、国立大学法人等の財務報告利用者に対して会計上の見積りの情報を提供することに意義があると考えられることから、改訂を行うこととした。

具体的には、当該事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、国民その他の利害関係者の理解に資する情報を開示する、という開示目的を示した。

4. 改訂後の基準及び注解の性格と取扱い

改訂後の基準及び注解は、現行の基準及び注解と同様に、国立大学法人等がその会計処理をするに当たって従わなければならない基準であるとともに、会計監査人が国立大学法人等の監査をする場合において依拠しなければならない基準である。

したがって、国立大学法人等は、合理的な理由がない限り、この基準及び注解の定めるところにより会計処理を行わなければならない。しかしながら、そこに定めていない事項については、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則に従うこととなることは、現行の基準及び注解における取扱いと同様である。

なお、基準及び注解は、今後予想される企業会計の基準の動向も踏まえつつ、より一層、国立大学法人等の適切な業績表示及び情報開示の充実に資する改訂が行われる必要

があると認識する。

5. 適用時期

改訂後の基準及び注解の規定の適用に当たっては、令和4事業年度から適用することが適切である。

ただし、注解49第4項に係る改訂内容（会計上の見積りの開示）、基準第80（引当特定資産の会計処理）のうち国立大学法人等償還引当特定資産に係る部分、及び基準第70（附属明細書）の引当特定資産の明細については、令和3事業年度から適用する。

また、収益認識基準の導入による改訂内容（下表）については、令和5事業年度から適用する。

改訂前	改訂後	令和5事業年度から適用する内容 (令和4事業年度まで改訂前の内容を適用)
基準第13(2)	基準第13(2)	未収入金の定義の改訂
基準第13(3)	基準第13(3)	受取手形の定義の改訂
—	基準第13(4)	契約資産の追加
—	基準第16(15)	契約負債の追加
—	基準第49第4項(4)	契約資産の追加
—	基準第51第2項(15)	契約負債の追加
注解42、注解43	注解40、注解41	「教育研究の実施による収入」を「教育研究等のサービス等の提供による収入」とする改訂
—	注解49第2項(6)	収益及び費用の計上基準の追加
基準第83第1項	基準第77第1項	「教育研究の実施による収益」を「教育研究等のサービス等の提供による収益」とする改訂、改訂後の収益の定義の改訂
—	基準第77第2項	収益認識の考え方の追加
注解62	注解65	上記改訂内容に係る新たな注解である、改訂後注解65第1項から第4項の追加 「教育研究の提供等」を「教育研究等のサービス等の提供」とする改訂

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

令和6年2月21日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準改訂の経緯

(1) 新株予約権に関する会計処理

2019年の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の改正において、「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に関する定めを削除し、新株予約権は時価をもって貸借対照表価額とする有価証券とすることとされた。ただし、市場価格の無い株式等（新株予約権は含まれない）については、何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされた。

このような会計処理について、国立大学法人等においては令和4事業年度から適用されたが、新株予約権を時価評価しようとする、非上場会社に関する財務情報等は公表されていない場合も多く、非上場会社の新株予約権の時価評価の手法も明確には確立されていない中で、国立大学法人等が評価手法を一から検討すること、そのうえで実際に評価に必要な情報を収集して計算を実施することにより、国立大学法人等の時間的・経済的負担が増加していることが判明した。

(2) 大学運営基金の創設

独立行政法人においては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定により、業務上の余裕金の運用方法は、安全資産の保有等によるものに限られている。一方、国立大学法人においては、国立大学法人法第33条の5の規定に基づき、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第47条の例外として、文部科学大臣の認定を受けた場合に、一定のリスク資産の保有等による資金運用が可能となっている。加えて、指定国立大学法人等においては、その指定の際に文部科学大臣が財務基盤等を確認していることを踏まえ、国立大学法人法第33条の5第1項の認定を受けずに一定のリスク資産の保有等による資金運用が可能となっている。

このリスク資産による資金運用が認められている業務上の余裕金は、①寄附金、②動産・不動産収入、③研究成果の普及展開業務の対価、④出資の配当金、⑤運用利子・配当となっている。他方、実際に各国立大学法人が運用しているものはほとんどが①寄附金となっている。

寄附金は受け取った時点では原則使用目的が決まっているものとして「寄附金債務」として負債の部に計上することとされており、かつ、運営費交付金と異なり中期目標期間終了時に債務を収益化することもしないため、費消しない限りは積立金には

なりえず、したがって翌期中期目標期間に繰り越すにあたり、国立大学法人法第32条の文部科学大臣の承認が必要ではない。そのため、当該承認を得られずに国庫返納となった場合に損失が発生するリスクを負わずに、長期間安定的に運用することができる。他方、②～⑤については、受け取った時点で損益計算上の収益として計上されるため、最終的には積立金として整理され、したがって翌期中期目標期間に繰り越すにあたり、国立大学法人法第32条の文部科学大臣の承認が必要となる。そのため、当該承認を得られずに国庫返納となった場合に損失が発生するリスクを負ってまで運用することは回避したいという判断につながってしまっている。以上の理由により、大学が運用する資金の元本が増強されにくいという課題がある。

このような課題がある中で、「世界と伍する研究大学の在り方について（令和4年2月1日 総合科学技術・イノベーション会議）」において、中期目標期間を超える繰越承認の手続きを簡素化し、中期目標期間を超えて長期にわたって運用することが可能な制度を設けることが必要であることが示されている。

(3) 国際卓越研究大学への助成に関する会計処理

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号）第7条により、国立研究開発法人科学技術振興機構は、国際卓越研究大学に対し、国際卓越研究大学研究等体制強化助成を行わなければならないとされているため、助成を受ける国立大学法人における会計処理を設ける必要がある。

2. 会計基準改訂の主な内容

(1) 新株予約権に関する会計処理

無償で取得した新株予約権については、本源的価値（当該新株予約権を発行する会社の株価から当該新株予約権の行使に際して出資される価額を除いたもの）をもって取得原価とするとともに、新株予約権を期末時に保有している場合の会計処理として、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとする。ただし、上場会社の新株予約権は本源的価値をもって貸借対照表価額とする。

(2) 大学運営基金の創設

運営方針会議を置く国立大学法人が、当該国立大学法人に設置される資金運用を管理する委員会において決議される方針に基づき、業務上の余裕金（国立大学法人法第33条の5第2項の要件に該当するものに限る。）を同項の規定により運用する場合には、業務上の余裕金に相当する収益のうちから当該運用に充てるものとして組み入れた金額を大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れるものとする。

ただし、準用通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合には、大学運営基金の全部又は一部を取り崩して補てんするものとする。

また、取り崩して業務に充当することにより費用が発生したときにはその同額を、

固定資産を取得したときにはその取得に要した額を、大学運営基金から取り崩して大学運営基金取崩額に振り替えなければならないものとする。

なお、大学運営基金への組み入れや、大学運営基金の取り崩しについては、運営方針会議の決議その他の適切な手続を定めた上で、当該手続を経て行うものとする。

(3) 国際卓越研究大学への助成に関する会計処理

国立研究開発法人科学技術振興機構から国際卓越研究大学への助成は、国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づいて執行する資金であるため、寄附金に類似した会計処理とし、年度を超えて柔軟に管理・執行ができるようにする。

3. 適用時期

改訂後の基準及び注解の規定の適用に当たっては、令和6年4月1日以後に終了する事業年度から適用することが適切である。ただし、2.(2)及び(3)の適用に当たっては、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）の施行に合わせ、令和6年10月1日以後に終了する事業年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」 の改訂について

令和8年1月30日
国立大学法人会計基準等検討会議

1. 会計基準改訂の経緯

企業会計の領域においては、リースに係る会計基準について、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（令和6年9月13日企業会計基準委員会）が公表され、借手リースの費用配分の方法として、全てのリースを借手に対する金融の提供と捉え、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る金利費用を別個に認識する単一の会計処理モデルを導入することとされた。

独立行政法人の会計は「原則として企業会計原則によるものとする」（独立行政法人通則法第37条）としつつ、「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える」（「中央省庁等改革の推進に関する方針」平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）こととされていることから、独立行政法人に適用される会計基準について、総務省の独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財務省の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームにおいて検討され、令和7年9月29日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」を改訂した。これを受けて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が教育研究を主たる業務としているなどの特性を踏まえ、国立大学法人会計基準等検討会議において会計基準の検討を行った。

2. 会計基準改訂の主な内容

(1) 単一の会計処理モデルの導入

リースに係る単一の会計処理モデルを導入すべきか否かについて検討を行い、国立大学法人等が行うリースの将来リスクをより適切に開示する観点から、借手リースについて、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの別にかかわらず、使用権資産とリース負債を貸借対照表に計上し、使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息相当額を損益計算書に計上する単一の会計処理モデルを導入することとした。

(2) 無償または減額された使用料による貸借取引の会計処理

無償借受資産については、単一の会計処理モデルにおけるリースの定義に該当しないと考えられることから、リースの対象外とし、一方で、減額された使用料による貸借取引については、リースの定義に該当すると考えられることから、リースとして計上することとした。

(3) 原則的な利息費用の配分方法

独立行政法人会計基準においては、損益不均衡の拡大を防止する目的でリースに係

る利息費用の配分方法を原則として定額法によることとされているところ、国立大学法人会計基準においては、令和4年2月10日の改訂において資産見返負債の会計処理を廃止したことにより、原則として損益は均衡しないことから、損益不均衡の拡大について特段の手当てをする必要はないものとして、企業会計同様に利息法を原則とすることとした。

3. 改訂後の基準及び注解の性格と取扱い

改訂後の基準及び注解は、現行の基準及び注解と同様に、国立大学法人等がその会計処理をするに当たって従わなければならない基準であるとともに、会計監査人が国立大学法人等の監査をする場合において依拠しなければならない基準である。

したがって、国立大学法人等は、合理的な理由がない限り、この基準及び注解の定めるところにより会計処理を行わなければならない。しかしながら、そこに定めていない事項については、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則に従うこととなることは、現行の基準及び注解における取扱いと同様である。

なお、基準及び注解は、今後予想される企業会計の基準の動向も踏まえつつ、より一層、国立大学法人等の適切な業績表示及び情報開示の充実に資する改訂が行われる必要があると認識する。

4. 適用時期

改訂後の基準及び注解の規定の適用に当たっては、令和11年4月1日以後に終了する事業年度から適用することが適切である。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書

第1章 一般原則

第1 真実性の原則

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の会計は、国立大学法人等の財政状態及び運営状況に関して、国民その他の利害関係者に対し真実な報告を提供するものでなければならない。

第2 正規の簿記の原則

- 1 国立大学法人等の会計は、国立大学法人等の財政状態及び運営状況に関するすべての取引その他の事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。（注1）
- 2 会計帳簿は、国立大学法人等の財政状態及び運営状況に関するすべての取引その他の事象について、網羅的かつ検証可能な形で作成されなければならない。
- 3 国立大学法人等の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成し、相互に整合性を有するものでなければならない。

<注1> 複式簿記について

国立大学法人等においては、その財政状態及び運営状況に関するすべての取引その他の事象について捕捉しうる合理的な会計処理及び記録の仕組みとして、複式簿記を導入するものとする。

第3 明瞭性の原則

国立大学法人等の会計は、財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、国立大学法人等の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。（注2）

<注2> 明瞭性の原則について

- 1 国民の需要に応じた教育研究を実施するために創設された国立大学法人等は、その教育研究のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である国民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っている。
- 2 国民その他の利害関係者にわかりやすい形で適切に情報開示するため、国立大学法人等の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。

第4 重要性の原則

- 1 国立大学法人等の会計は、国民その他の利害関係者の国立大学法人等の状況に関する

判断を誤らせないようにするため、取引その他の事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。

- 2 質的側面の考慮においては、国立大学法人等の会計の見地からの判断に加え、国立大学法人等の公共的性格に基づく判断も加味して行わなければならない。
- 3 重要性の乏しいものについては、本来の方法によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則及び明瞭性の原則に従った処理として認められる。（注3）

<注3> 重要性の原則について

- 1 公共的な性格を有する国立大学法人等の会計は、国立大学法人会計基準に定めるところに従った会計処理及び表示が求められるものである。
- 2 ただし、国立大学法人等の会計が目的とするところは、国立大学法人等の財政状態及び運営状況を明らかにし、国民その他の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあることから、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

一方で、国立大学法人等は、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性の確保を強く要請されることから、一定の事項については個々に判断するのではなく統一的な取扱いをする必要があることに留意する必要がある。

- 3 重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用され、本来の財務諸表の表示方法によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、明瞭性の原則に従った表示として認められる。

第5 資本取引・損益取引区分の原則

国立大学法人等の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。（注4）

<注4> 資本取引・損益取引区分の原則について

国立大学法人等の会計において、資本取引と損益取引とを区別するに当たっては、「第18 純資産の定義」における国立大学法人等の会計上の財産的基礎の変動と国立大学法人等の業務に関連し発生した剰余金の変動との区分に留意する。

第6 継続性の原則

国立大学法人等の会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。（注5）

<注5> 継続性の原則について

- 1 国立大学法人等は、その公共的な性格から適切に情報開示を行わなければならない、さらに、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性

の確保を強く要請されることから、その会計処理の原則及び手続に関する選択性は原則として排除される。

- 2 しかしながら、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められる場合は皆無とはいえない。そのような場合において、国立大学法人等が選択した会計処理の原則又は手続を継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる計算結果が算出されることになる。その結果、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、国立大学法人等の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らしめるおそれがある。したがって、いったん採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない。
- 3 正当な理由によって、会計処理の原則又は手続に変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。
- 4 財務諸表の表示方法について変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。

第7 保守主義の原則

- 1 国立大学法人等の会計は、予測される将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行わなければならない。
- 2 国立大学法人等の会計は、過度に保守的な会計処理を行うことにより、国立大学法人等の財政状態及び運営状況の真実な報告をゆがめてはならない。

第2章 概念

第8 資産の定義

- 1 国立大学法人等の資産とは、過去の事象の結果として国立大学法人等が支配している現在の資源であり、国立大学法人等のサービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うものをいう。（注6）
- 2 資産は、流動資産及び固定資産に分類される。
- 3 国立大学法人等においては、繰延資産を計上してはならない。（注7）

<注6> 国立大学法人等のサービス提供能力又は経済的便益について

- 1 国立大学法人等のサービス提供能力とは、国立大学法人等が教育研究等を実施する能力であり、必ずしも正味キャッシュ・インフローを生み出すことなくその目的を達成できるものをいう。
- 2 国立大学法人等の経済的便益とは、キャッシュ・インフロー、もしくはキャッシュ・アウトフローの減少をいう。

<注7> 繰延資産について

- 1 国立大学法人等においては、国からの財源措置が行われるが、その額は、国立大学法人等に負託された業務に係る支出額に対応する形で措置されることとなる。また、研究開発費等を資産として貸借対照表に計上することは適当でないとする「研究開発費に係る会計基準」の考え方を勘案すると、国立大学法人等においては繰延資産を計上することは適当ではなく、支出した当該事業年度の費用として処理すべきものである。
- 2 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。

第9 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される。（注8）

<注8> 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

- 1 国立大学法人等の通常の業務活動により発生した受取手形、未収入金、前渡金、未払金、前受金等の債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内（以下この章において「一年以内」という。）に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。
- 2 借入金、差入保証金、当該国立大学法人等の通常の業務以外によって発生した未収金、未払金等の債権及び債務で、一年以内に入金又は支払の期限が到来するものは、流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が一年を超えて到来するものは、投資その他の資産又は固定負債に属するものとする。
- 3 現金及び預金は、原則として、流動資産に属するが、預金については、一年以内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとし、期限が一年を超えて到来するものは、投資その他の資産に属するものとする。
- 4 売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来する国債、地方債、政府保証債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は投資その他の資産に属するものとする。
- 5 製品、半製品、原材料、仕掛品、医薬品、診療材料等のたな卸資産（以下同じ。但し、基準第49及び第53については、医薬品及び診療材料を除く。）は、流動資産に属するものとし、国立大学法人等がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。
- 6 なお、固定資産のうち残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産に含ませ、たな卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの又は余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。

第10 有形固定資産

次に掲げる資産（ただし、(1)から(7)までに掲げる資産については、国立大学法人等の通常の業務活動の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

- (1) 土地
- (2) 建物及び附属設備
- (3) 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。）
- (4) 機械及び装置並びにその他の附属設備
- (5) 工具、器具及び備品。ただし、耐用年数一年以上のものに限る。
- (6) 図書
- (7) 美術品、収蔵品（標本を含む。以下同じ。）
- (8) 船舶及び水上運搬具
- (9) 車両その他の陸上運搬具
- (10) 建設仮勘定（(1)から(4)まで、(8)及び(9)に掲げる資産で通常の業務活動の用に供することを前提として、建設又は製作途中における当該建設又は製作のために支出した金額及び充当した材料をいう。以下同じ。）
- (11) その他

第11 無形固定資産

特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする。

第12 投資その他の資産

1 流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。

2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

- (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第96 連結の範囲」及び「第106 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。）有価証券を除く。
- (2) 関係会社株式
- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 引当特定資産（「第81 引当特定資産の会計処理」により計上される減価償却引当特定資産及び国立大学法人等償還引当特定資産をいう。以下同じ。）
- (5) 長期貸付金。ただし、関係法人（「第94 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。）に対する長期貸付金（以下「関係法人長期貸付金」という。）を除く。
- (6) 関係法人長期貸付金
- (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (8) 長期前払費用
- (9) 未収財源措置予定額（「第75 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計

処理」により計上される未収財源措置予定額をいう。以下同じ。)

(10) その他

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注8)

- (1) 現金及び預金。ただし、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内(以下この章において「一年以内」という。)に期限の到来しない預金を除く。
- (2) 未収入金(顧客(「第77 教育研究等のサービス等の提供による収益の会計処理」において定める顧客をいう。以下、この項及び「第16 流動負債」において同じ。)との契約(「第77 教育研究等のサービス等の提供による収益の会計処理」において定める契約をいう。以下、この項及び「第16 流動負債」において同じ。)に基づく教育研究等のサービス等の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利(当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。以下「顧客との契約から生じた債権」という。)その他の国立大学法人等の通常の業務活動に基づいて発生した未収入金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)
- (3) 受取手形(顧客との契約から生じた債権その他の国立大学法人等の通常の業務活動に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)
- (4) 契約資産(顧客との契約に基づく教育研究等のサービス等の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、未収入金及び受取手形以外のものをいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)
- (5) 有価証券で、「第30 有価証券の評価基準及び評価方法」において定める売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来するもの
- (6) 一年以内償還予定国立大学法人等償還引当特定資産
- (7) 商品
- (8) 製品、副産物及び作業くず
- (9) 半製品
- (10) 原料及び材料(購入部分品を含む。)
- (11) 仕掛品
- (12) 医薬品
- (13) 診療材料
- (14) 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの
- (15) 前渡金(原材料、商品等の購入のための前渡金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)

- (16) 前払費用で一年以内に費用となるべきもの（注9）
- (17) 未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの（注9）
- (18) その他

<注9> 経過勘定項目について

1 前払費用

- (1) 前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。
- (2) したがって、前払費用として対価を支払った国立大学法人等においては、いまだ提供されていない役務の提供を受けるという経済的便益を生み出す能力を伴うものであるため、前払費用は資産に属するものとする。

2 前受収益

- (1) 前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。
- (2) したがって、前受収益として対価の支払を受けた国立大学法人等においては、いまだ提供していない役務の提供をしなければならず、経済的便益を減少させるものであるため、前受収益は負債に属するものとする。

3 未払費用

- (1) 未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。
- (2) したがって、既に提供された役務に対していまだ対価の支払を終えていない国立大学法人等においては、その対価の支払を行わなければならず、経済的便益を減少させるものであるため、未払費用は負債に属するものとする。

4 未収収益

- (1) 未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。
- (2) したがって、既に提供した役務に対していまだ対価の支払を受けていない国立大学法人等においては、その対価の支払を受けるという経済的便益を生み出す能力を伴うものであるため、資産に属するものとする。

第14 負債の定義

- 1 国立大学法人等の負債とは、過去の事象の結果として国立大学法人等に生じている現在の義務であり、その履行により国立大学法人等のサービス提供能力の低下又は経済的便益を減少させるものをいう。
- 2 負債は、法律上の債務に限定されるものではない。
- 3 負債は、流動負債及び固定負債に分類される。

第15 固定負債

次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。（注8）

- (1) 長期繰延補助金等（補助金等（国若しくは地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（運営費交付金及び施設費を除く。）をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。以下同じ。））によりその交付の目的に従い償却資産を取得した場合（長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。）に計上される負債をいう。
- (2) 寄附金債務で一年以内に使用されないと認められるもの
- (3) 前受受託研究費（受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの
- (4) 前受共同研究費（共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの
- (5) 前受受託事業費等（受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの
- (6) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金（国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務のうち、独立行政法人国立大学財務・経営センターから独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への拠出債務をいう。以下同じ。）
- (7) 長期借入金
- (8) 国立大学法人等債（国立大学法人法第33条の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないもの
- (9) 退職給付（国立大学法人等の役員及び教職員の退職を事由として支払われる退職一時金、退職年金をいう。以下同じ。）に係る引当金
- (10) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの
- (11) 長期未払金
- (12) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。
- (13) その他

第16 流動負債

次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。（注8）

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 授業料債務（当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。）
- (3) 預り施設費
- (4) 預り補助金等。ただし、科学研究費助成事業等預り金等（科学研究費助成事業等の当該国立大学法人等以外を補助対象とする補助金等を受領した場合に計上される負債

- をいう。以下同じ。)及び固定負債に属するものを除く。
- (5) 寄附金債務。ただし、固定負債に属するものを除く。
 - (6) 前受受託研究費。ただし、固定負債に属するものを除く。
 - (7) 前受共同研究費。ただし、固定負債に属するものを除く。
 - (8) 前受受託事業費等。ただし、固定負債に属するものを除く。
 - (9) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務（「第93 国際卓越研究大学固有の会計処理」により計上される国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務をいう。以下同じ。）
 - (10) 前受金（年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。）
 - (11) 科学研究費助成事業等預り金
 - (12) 預り金（(3)、(4)及び(11)を除く。以下同じ。）
 - (13) 短期借入金
 - (14) 一年以内償還予定国立大学法人等債
 - (15) 未払金（国立大学法人等の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。）
 - (16) 契約負債（顧客との契約に基づく教育研究等のサービス等の提供の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。）
 - (17) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの（注9）
 - (18) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの（注9）
 - (19) 未払消費税等
 - (20) 引当金（資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。）
 - (21) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの
 - (22) その他

第17 引当金

- 1 将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として流動負債又は固定負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。
- 2 法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。
- 3 発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金は計上することができない。

第18 純資産の定義

- 1 国立大学法人等の純資産とは、資産から負債を控除した額に相当するものであり、国立大学法人等の会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生した剰余金等から構成されるものをいう。（注10）
- 2 純資産は、資本金、資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等に分類される。

<注10> 国立大学法人等の会計上の財産的基礎について

- 1 国立大学法人等の会計上の財産的基礎とは、政府等からの出資のほか、出資と同じく業務を確実に実施するために国立大学法人等に財源措置されたものであり、国立大学法人等の拠出者の意図や取得資産の内容等が勘案されたものをいう。
- 2 国立大学法人等の業務に関連し発生した剰余金は、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第44条の利益処分の対象となる利益に関連し発生した剰余金であり、国立大学法人等の会計上の財産的基礎とは区別されるべきものをいう。
- 3 資本金及び資本剰余金は国立大学法人等の会計上の財産的基礎であり、また利益剰余金は国立大学法人等の業務に関連し発生した剰余金である。

第19 資本金等

- 1 資本金とは、国立大学法人等の会計上の財産的基礎であって、国立大学法人等に対する出資を財源とする払込資本に相当する。
- 2 資本剰余金とは、国立大学法人等の会計上の財産的基礎であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。（注11）（注12）（注76）
- 3 利益剰余金とは、国立大学法人等の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。

<注11> 資本剰余金を計上する場合について

- 1 国立大学法人等が固定資産を取得した場合において、拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、国立大学法人等の会計上の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。
- 2 具体的には、以下のような場合が想定される。
 - (1) 国又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの施設費により非償却資産又は「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合
 - (2) 国又は地方公共団体からの補助金等により非償却資産を取得した場合
 - (3) 中期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合
 - (4) 中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合
 - (5) 中期計画の想定範囲内で、授業料債務により非償却資産を取得した場合
 - (6) 中期計画の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い、又は国立大学法人等があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合

(7) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成により、非償却資産を取得した場合

<注12> 民間出えん金について

- 1 中期計画等において、国立大学法人等の財産的基礎に充てる目的で民間からの出えんを募ることが明らかにされている場合であって、当該中期計画等に従って出えんを募った場合には、当該民間出えん金は、国立大学法人等の会計上の財産的基礎を構成すると認められることから、資本剰余金として計上する。
- 2 資本剰余金として計上した民間出えん金は、出えんに係る事業が終了した場合等、出えんを募った際の条件に基づき出えん者に払い戻す場合を除き、取り崩すことはできない。

第20 費用の定義

国立大学法人等の費用とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人等の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、国立大学法人等の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。(注13)

<注13> 国立大学法人等の費用の定義から除かれる事例について

資本取引として国立大学法人等の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。

- (1) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除去等に直接起因する資産の減少又は負債の増加(又は両者の組合せ)
- (3) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、別添の規定により、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (4) 「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額
- (5) 「第79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合損失相当額、評価損相当額又は売却損相当額

第21 収益の定義

国立大学法人等の収益とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人等の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、国立大学法人等の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。(注14)

<注14> 国立大学法人等の収益の定義から除かれる事例について

資本取引として国立大学法人等の収益から除外されるものの例は、以下のとおり。

- (1) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産

の売却、交換又は除去等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）

- (2) 「第79 特定の有価証券に係る会計処理」を行うこととされた有価証券に係る投資事業有限責任組合利益相当額、財務収益相当額又は売却益相当額

第22 利益の定義

国立大学法人等の利益とは、費用と収益との差額から、「第92 大学運営基金の会計処理」により大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れた額を除き、費用に対応する積立金及び大学運営基金の取崩額を加えたものをいう。

第23 キャッシュ・フロー計算書の資金

国立大学法人等のキャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、手元現金及び要求払預金とする。（注15）（注16）

<注15> 貸借対照表との関連性について

キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表上の科目との関連性については注記するものとする。

<注16> 要求払預金について

要求払預金には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金及びこれらの預金に相当する郵便貯金が含まれる。

第3章 認識及び測定

第24 取得原価主義

貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。

第25 無償取得資産の評価原則

譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。

第26 有形固定資産の評価方法

- 1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（別添「第8 貸借対照表における表示」1に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- 2 有形固定資産の取得原価については、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。

- 3 政府からの現物出資として受け入れた固定資産については、国立大学法人法の現物出資の根拠規定に基づき評価委員が決定した価額を取得価額とする。
- 4 償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。

第27 無形固定資産の評価

無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注17）

<注17> ソフトウェアについて

- 1 ソフトウェア（コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう。以下同じ。）を用いて外部に業務処理等のサービスを提供する契約等が締結されている場合のように、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価を集計した上、当該ソフトウェアの制作に要した費用に相当する額を無形固定資産として計上しなければならない。
- 2 国立大学法人等内利用のソフトウェアについては、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用に相当する額を無形固定資産として計上しなければならない。
- 3 機械装置等に組み込まれているソフトウェアについては、原則として当該機械装置等に含めて処理する。

第28 リースの会計処理

- 1 リースとは、対象となる原資産（リースの対象となる資産で、貸手によって借手に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。）を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。国立大学法人等は、契約の締結時に当該契約がリースを含むか否かを判断する。（注18）
- 2 国立大学法人等が借手となるリースにおいては、リース開始日にリース負債を計上する。また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。
- 3 リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として利息法により配分する。
- 4 国立大学法人等が貸手となるリースについては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに分類し、ファイナンス・リースについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。オペレーティング・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。（注19）

<注18> 無償又は減額された使用料による貸借取引について

国立大学法人等が無償で貸し付ける又は借り受ける資産は対価が存在しないことから、リースには該当しない。減額された使用料で貸し付ける又は借り受ける資産は、通常の取引と同様に、契約がリースを含むか否かを判断しなければならない。

<注19> ファイナンス・リースとオペレーティング・リースについて

ファイナンス・リースとは、契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が、原資産（「第28 リースの会計処理」に規定する原資産をいう。以下同じ。）からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。

第29 たな卸資産の評価方法

- 1 たな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに原則として移動平均法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。（注20）
- 2 ただし、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。
- 3 なお、たな卸資産の評価方法は、毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。

<注20> たな卸資産の貸借対照表価額について

たな卸資産の貸借対照表価額の算定のための方法である移動平均法とは、単価の異なる仕入れが行われる毎に、当該仕入直前の残高（金額）と当該仕入額との合計額を、残高数量と当該仕入数量の合計数量で割って平均原価を求め、これを順次、その後の払出単価とする方法である。

第30 有価証券の評価基準及び評価方法

- 1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。
- 2 有価証券は、国立大学法人等が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(1) 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益とし

て処理する（「第76 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合及び「第92 大学運営基金の会計処理」により大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れる場合を除く。）。（注21）（注64）（注76）

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注22）（注23）（注24）

(3) 関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、「第79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

(4) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。

投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。

(5) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価（新株予約権については、取得原価又は本源的価値（「第80 特定の株予約権の会計処理」において定める本源的価値をいう。以下同じ。））をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない（「第76 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合及び「第92 大学運営基金の会計処理」により大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れる場合を除く。）。（注21）（注64）（注76）

3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものにつ

いて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。なお、市場において取引されていない株式及び出資金等株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを合わせて、市場価格のない株式等という。

<注2 1> 時価について

時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額をいう。ただし、金融商品の時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

<注2 2> 償却原価法について

償却原価法とは、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。

<注2 3> 満期保有目的の債券とその他の有価証券との区分

- 1 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券が含まれることになる。
- 2 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分することとする。

<注2 4> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

- (1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合
- (2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は国立大学法人等が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他

の債券に切り換えるために売却した場合

第3 1 貸付金等の貸借対照表価額

- 1 未収入金、貸付金、割賦元金等の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒引当金を控除した金額とする。なお、貸倒引当金は、資産の控除項目として貸借対照表に計上するものとする。
- 2 貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。なお、貸倒引当金の算定について、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができる。

第3 2 債務保証の会計処理

- 1 国立大学法人等が民間企業等の債務の保証を行っている場合は、債務保証の履行によって損失が生じると見込まれる額を保証債務損失引当金として計上しなければならない。
- 2 保証債務損失引当金の額は、主たる債務者の財政状態、担保価値の評価、プロジェクトの損益の見込、他の保証人の負担能力等を総合的に判断して見積もらなければならない。
- 3 決算日における債務保証の総額は、注記しなければならない。また、保証債務の明細、増減及び保証料収益との関係並びに保証債務損失引当金の増減を附属明細書において明らかにしなければならない。

第3 3 外貨建取引の会計処理

- 1 外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。(注25)(注26)
- 2 在外事務所における外貨建取引については、原則として、主たる事務所と同様に処理する。ただし、外国通貨で表示されている在外事務所の財務諸表に基づき国立大学法人等の財務諸表を作成する場合には、在外事務所の財務諸表の費用及び収益(費用性資産の費用化額及び収益性負債の収益化額を除く。)の換算については、期中平均相場によることができる。
- 3 外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券については、決算時において、次の区分ごとの換算額をもって貸借対照表価額とする。
 - (1) 外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額
 - (2) 外貨建金銭債権債務については、決算時の為替相場による円換算額
 - (3) 外貨建有価証券の換算額については、保有目的による区分に応じ、次により換算した額
 - ア 満期保有目的の外貨建債券については、決算時の為替相場による円換算額
 - イ 売買目的有価証券及びその他有価証券については、外国通貨による時価(新株予

約権については、取得原価又は本源的価値)を決算時の為替相場により円換算した額

ウ 関係会社株式については、取得時の為替相場による円換算額。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて外国通貨により算定した額が外国通貨による取得原価よりも下落した場合には、当該算定額を決算時の為替相場により円換算した額

4 外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額とする。

5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 満期保有目的の外貨建債券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。

(2) 売買目的の外貨建債券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、当期の有価証券評価損益として処理する。

(3) 外貨建の関係会社株式について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、当期の有価証券評価損益として処理する。

(4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。

<注25> 取引発生時の為替相場について

取引発生時の為替相場とは、取引が発生した日における直物為替相場又は合理的な基準に基づいて算定された平均相場、例えば取引の行われた月又は週の前月又は前週の直物為替相場を平均したもの等、直近の一定期間の直物相場に基づいて算出されたものとする。ただし、取引が発生した日の直近の一定の日における直物為替相場、例えば取引の行われた月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の直物為替相場によることも認められる。

<注26> 外国通貨による記録について

外貨建債権債務及び外国通貨の保有状況並びに決済方法等から、外貨建取引について当該取引発生時の外国通貨により記録することが合理的であると認められる場合には、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用することができる。この場合には、外国通貨の額をもって記録された外貨建取引は、各月末等一定の時点において、当該時点の直物為替相場又は合理的な基準に基づいて算定された一定期間の平均相場による円換算額を付するものとする。

第34 退職給付引当金の計上方法

- 1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。
- 2 退職給付債務は、国立大学法人等の役員及び教職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。（注27）（注28）
- 3 退職給付債務には、退職一時金のほか、確定給付企業年金等に係る債務が含まれる。
- 4 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次項において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。
- 5 未認識数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。
- 6 年金資産の額は、確定給付企業年金等に係る年金資産を期末における時価（公正な評価額をいう。ただし、金融商品については、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格とする。）により計算する。
- 7 複数の事業主により設立された確定給付企業年金等に加入している場合においては、退職給付債務の比率その他の合理的な基準により、国立大学法人等の負担に属する年金資産等の計算を行うこととする。
- 8 教職員の数が300人未満の国立大学法人等については、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、期末要支給額によることができる。（注29）

<注27> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額

退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

- (1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）
- (2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」とい

う。)

なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

<注28> 割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基準として決定する。

<注29> 簡便法による退職給付債務の見積について

教職員の数が300人未満の国立大学法人等については、退職一時金に係る債務については、期末要支給額によることができるが、年金債務については、簡便法によることは認められない。

第35 資産除去債務に係る会計処理

- 1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。(注30) (注31) (注32)
- 2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。
- 3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。
- 4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。

<注30> 資産除去債務について

- 1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。
- 2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう(一時的に除外する場合を除く。)。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルそ

の他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。

<注3 1> 除去費用等の損益計算書上の表示について

- 1 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。
- 2 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。

<注3 2> 資産除去債務に係る注記について

資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。

- (1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明
- (2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件
- (3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容
- (4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額
- (5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由

第3 6 費用配分の原則

- 1 資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。
- 2 有形固定資産は、当該資産の耐用年数にわたり、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。
- 3 減価償却の方法は、有形固定資産及び無形固定資産のいずれについても定額法によるものとする。(注3 3) (注3 4)

<注3 3> 図書の評価方法について

図書（印刷その他の方法により複製した文書若しくは図画、又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像、音を記録した物品としての管理が可能な物。以下同じ。）は国立大学法人等にとって、教育研究の基礎となるものであることから、雑誌やパンフレット等教育研究上一時的な意義しか有さないものを除き、有形固定資産として取得原価をもって貸借対照表価額とする。

なお、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わないこととする。

<注34> 美術品・収蔵品の評価方法について

美術品・収蔵品については、原則として取得原価によることとする。なお、美術品・収蔵品については減価償却は行わないこととする。

第37 発生主義の原則

- 1 国立大学法人等に発生したすべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。
- 2 なお、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

第4章 財務諸表の体系

第38 財務諸表の体系

国立大学法人等の財務諸表の体系は、次のとおりである。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) キャッシュ・フロー計算書
- (5) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (6) 附属明細書

第39 セグメント情報の開示

- 1 国立大学法人等における開示すべきセグメント情報は、当該法人の業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。
- 2 開示すべき情報は、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額とする。
(注35)

<注35> セグメント情報の開示について

- 1 国立大学法人等は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。
- 2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。
- 3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、各国立大学法人等において個々に定めていくこととする。ただし、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報については、全ての国立大学法人等において共通に開示する必要がある。

第40 貸借対照表の作成目的

貸借対照表は、国立大学法人等の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

第41 損益計算書の作成目的

- 1 損益計算書は、国立大学法人等の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する国立大学法人等のすべての費用とこれに対応するすべての収益とを記載して当期純利益を表示しなければならない。
- 2 損益計算書は、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。)第44条にいう利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。

第42 純資産変動計算書の作成目的

純資産変動計算書は、国立大学法人等の財政状態と運営状況との関係を表すため、一会計期間に属する国立大学法人等のすべての純資産の変動を記載しなければならない。

第43 キャッシュ・フロー計算書の作成目的

キャッシュ・フロー計算書は、国立大学法人等の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、キャッシュ・フローを一定の活動区分別に表示しなければならない。(注36)

<注36> キャッシュ・フロー計算書の位置付けについて

キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に国立大学法人等の活動の全体を対象とする重要な情報を提供するものである。このようなキャッシュ・フロー計算書の重要性にかんがみ、国立大学法人等の財務諸表の一つに位置付けられるものとする。

第44 利益の処分又は損失の処理に関する書類の作成目的

利益の処分又は損失の処理に関する書類は、国立大学法人等の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするために作成しなければならない。

第5章 貸借対照表

第45 表示区分及び記載の基準

- 1 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部の三区分に分かち、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。
- 2 資産、負債及び純資産は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。

第46 総額主義の原則

資産、負債及び純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

第47 資産と負債・純資産の均衡及び配列

- 1 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と純資産の合計金額に一致しなければならない。
- 2 資産及び負債の項目の配列は、この基準に定めるもののほか、固定性配列法によるものとする。

第48 貸借対照表科目の分類

- 1 資産、負債及び純資産の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。
- 2 資産は、固定資産に属する資産及び流動資産に属する資産に分類しなければならない。
- 3 負債は、固定負債に属する負債及び流動負債に属する負債に分類しなければならない。
- 4 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。

第49 資産の表示項目

- 1 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。
 - (1) 土地
 - (2) 建物（その附属設備を含む。以下同じ。）
 - (3) 構築物
 - (4) 機械及び装置（その附属設備を含む。以下同じ。）
 - (5) 工具、器具及び備品
 - (6) 図書
 - (7) 美術品、収蔵品
 - (8) 船舶（水上運搬具を含む。以下同じ。）
 - (9) 車両その他の陸上運搬具
 - (10) 建設仮勘定
 - (11) その他

2 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 特許権
- (2) 借地権（地上権を含む。）
- (3) 商標権
- (4) 実用新案権
- (5) 意匠権
- (6) 鉱業権
- (7) 漁業権
- (8) ソフトウェア
- (9) その他

3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 投資有価証券（関係会社株式及びその他の関係会社有価証券を除く。）
- (2) 関係会社株式
- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 減価償却引当特定資産
- (5) 国立大学法人等償還引当特定資産
- (6) 長期貸付金（関係法人長期貸付金を除く。）
- (7) 関係法人長期貸付金
- (8) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (9) 長期前払費用
- (10) 未収財源措置予定額
- (11) その他

4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 現金及び預金
- (2) 未収入金
- (3) 受取手形
- (4) 契約資産
- (5) 有価証券
- (6) 一年以内償還予定国立大学法人等償還引当特定資産
- (7) たな卸資産（「第13 流動資産」(7)から(11)まで及び(14)に掲げる資産をいう。）
- (8) 医薬品及び診療材料
- (9) 前渡金
- (10) 前払費用
- (11) 未収収益
- (12) その他

第50 減価償却累計額の表示方法

- 1 有形固定資産に対する減価償却累計額は、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。(注37)
- 2 無形固定資産については、減価償却累計額を控除した未償却残高を記載する。

<注37> 減価償却累計額について

減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、資本剰余金の控除項目として計上された減価償却相当額の累計額が含まれる。

第51 負債の表示項目

- 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 長期繰延補助金等
- (2) 長期寄附金債務
- (3) 長期前受受託研究費
- (4) 長期前受共同研究費
- (5) 長期前受受託事業費等
- (6) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金
- (7) 長期借入金
- (8) 国立大学法人等債
- (9) 引当金
- (10) 長期未払金
- (11) 資産除去債務
- (12) その他

- 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 授業料債務
- (3) 預り施設費
- (4) 預り補助金等
- (5) 寄附金債務
- (6) 前受受託研究費
- (7) 前受共同研究費
- (8) 前受受託事業費等
- (9) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務
- (10) 前受金
- (11) 預り金

- (12) 短期借入金
- (13) 一年以内返済予定長期借入金
- (14) 一年以内償還予定国立大学法人等債
- (15) 未払金
- (16) 契約負債
- (17) 前受収益
- (18) 未払費用
- (19) 未払消費税等
- (20) 引当金
- (21) 資産除去債務
- (22) その他

第52 純資産の表示項目

- 1 資本金は、政府出資金とそれ以外の者からの出資金（出資者等により適切な名称を付することを要する。）とに区分して表示しなければならない。
- 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、「第79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）及び「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額、利息費用相当額の累計額及び除売却差額相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額、有価証券損益相当累計額（確定）又は有価証券損益相当累計額（その他）、利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。（注38）
- 3 利益剰余金は、準用通則法第44条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、国立大学法人法において定められている前中期目標期間繰越積立金、準用通則法第44条第3項により中期計画で定める用途に充てるために、用途ごとに適当な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。
- 4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に評価・換算差額等として別の区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。これらのほか、評価・換算差額等として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

<注38> 資本剰余金に含まれる民間出えん金及び大学運営基金の表示方法

資本剰余金として民間出えん金及び大学運営基金を計上する場合は、民間出えん金及び大学運営基金の科目により、他の資本剰余金と区分して表示しなければならない。

第53 貸借対照表の様式

貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸 借 対 照 表

(〇〇年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地	X X X	
減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
建物	X X X	
減価償却累計額	X X X	
減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
構築物	X X X	
減価償却累計額	X X X	
減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
機械装置	X X X	
減価償却累計額	X X X	
減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
工具器具備品	X X X	
減価償却累計額	X X X	
減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
図書		X X X
美術品・收藏品		X X X
船舶	X X X	
減価償却累計額	X X X	
減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
車両運搬具	X X X	
減価償却累計額	X X X	
減損損失累計額	<u>X X X</u>	X X X
建設仮勘定		X X X
.....		<u>X X X</u>
有形固定資産合計		X X X

2 無形固定資産

特許権		X X X
借地権		X X X
商標権		X X X
実用新案権		X X X

意匠権		X X X	
鉱業権		X X X	
漁業権		X X X	
ソフトウェア		X X X	
.....		<u>X X X</u>	
無形固定資産合計		X X X	
3 投資その他の資産			
投資有価証券		X X X	
関係会社株式		X X X	
減価償却引当特定資産		X X X	
国立大学法人等債償還引当特定資産		X X X	
長期貸付金		X X X	
関係法人長期貸付金		X X X	
長期前払費用		X X X	
未収財源措置予定額		X X X	
.....		<u>X X X</u>	
投資その他の資産合計		X X X	
固定資産合計			X X X
II 流動資産			
現金及び預金		X X X	
未収学生納付金収入	X X X		
徴収不能引当金	<u>X X X</u>	X X X	
未収附属病院収入	X X X		
徴収不能引当金	<u>X X X</u>	X X X	
受取手形	X X X		
貸倒引当金	<u>X X X</u>	X X X	
契約資産	X X X		
貸倒引当金	<u>X X X</u>	X X X	
有価証券		X X X	
一年以内償還予定国立大学法人等債償還引当特定資産		X X X	
たな卸資産		X X X	
医薬品及び診療材料		X X X	
前渡金		X X X	
前払費用		X X X	
未収収益		X X X	
.....		<u>X X X</u>	
流動資産合計			<u>X X X</u>
資産合計			X X X

負債の部

I 固定負債

長期繰延補助金等		X X X	
長期寄附金債務		X X X	
長期前受受託研究費		X X X	
長期前受共同研究費		X X X	
長期前受受託事業費等		X X X	
大学改革支援・学位授与機構債務負担金		X X X	
長期借入金		X X X	
国立大学法人等債	X X X		
債券発行差額	<u>X X X</u>	X X X	
引当金			
退職給付引当金	X X X		
追加退職給付引当金	X X X		
.....	<u>X X X</u>	X X X	
資産除去債務		X X X	
長期未払金		X X X	
.....		<u>X X X</u>	
固定負債合計			<u>X X X</u>

II 流動負債

運営費交付金債務		X X X	
授業料債務		X X X	
預り施設費		X X X	
預り補助金等		X X X	
寄附金債務		X X X	
前受受託研究費		X X X	
前受共同研究費		X X X	
前受受託事業費等		X X X	
国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務		X X X	
前受金		X X X	
預り金		X X X	
短期借入金		X X X	
一年以内返済予定長期借入金		X X X	
一年以内償還予定国立大学法人等債	X X X		
債券発行差額	<u>X X X</u>	X X X	
未払金		X X X	
契約負債		X X X	
前受収益		X X X	

未払費用	X X X		
未払消費税等	X X X		
引当金	X X X		
資産除去債務	X X X		
.....	<u>X X X</u>		
流動負債合計		<u>X X X</u>	
負債合計			X X X
純資産の部			
I 資本金			
政府出資金	<u>X X X</u>		
資本金合計		X X X	
II 資本剰余金			
資本剰余金	X X X		
減価償却相当累計額 (一)	- X X X		
減損損失相当累計額 (一)	- X X X		
有価証券損益相当累計額 (確定) (±)	± X X X		
有価証券損益相当累計額 (その他) (±)	± X X X		
利息費用相当累計額 (一)	- X X X		
除売却差額相当累計額 (一)	- X X X		
民間出えん金	X X X		
大学運営基金	<u>X X X</u>		
資本剰余金合計		X X X	
III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)			
前中期目標期間繰越積立金	X X X		
(何) 積立金	X X X		
積立金	X X X		
当期末処分利益	<u>X X X</u>		
(又は当期末処理損失)			
(うち当期総利益 (又は当期総損失))	X X X)		
利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計		X X X	
IV 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	X X X		
.....	X X X		
評価・換算差額等合計		X X X	
純資産合計			<u>X X X</u>
負債純資産合計			X X X

第6章 損益計算書

第54 表示区分

損益計算書には、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。

第55 総額主義の原則

費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

第56 費用収益対応の原則

費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各費用項目とそれに関連する収益項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

第57 損益計算書科目の分類及び表示科目

- 1 経常損益計算の区分は、当該国立大学法人等の業務活動から生じた費用及び収益を記載して、経常利益を計算する。
- 2 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、減損損失、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。（注39）
- 3 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を記載し、当期総利益を計算する。
- 4 業務費及び一般管理費については、これらを構成する費用の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示するものとする。
- 5 運営費交付金収益及び当該年度に係る授業料収益は、「第72 運営費交付金等の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。
- 6 補助金等収益は、「第74 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。なお、補助金等収益は、補助金等の交付決定区分ごとに適切な名称を付して表示する。
- 7 寄附金収益は、「第76 寄附金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。
- 8 国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益は、「第93 国際卓越研究大学固有の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。

<注39> 臨時損益項目について

臨時損益に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。

第58 損益計算書の様式

損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

損 益 計 算 書

(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

經常費用

業務費

教育経費	X X X	
研究経費	X X X	
診療経費	X X X	
教育研究支援経費	X X X	
受託研究費	X X X	
共同研究費	X X X	
受託事業費等	X X X	
役員人件費	X X X	
教員人件費	X X X	
職員人件費	X X X	
.....	<u>X X X</u>	X X X

一般管理費 X X X

財務費用

支払利息	X X X	
.....	<u>X X X</u>	X X X

雑損 X X X

經常費用合計 X X X

經常収益

運営費交付金収益	X X X	
授業料収益	X X X	
入学金収益	X X X	
検定料収益	X X X	
附属病院収益	X X X	
受託研究収益	X X X	
共同研究収益	X X X	
受託事業等収益	X X X	
寄附金収益	X X X	
国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益	X X X	

財務収益

受取利息	X X X	
有価証券利息	X X X	
.....	<u>X X X</u>	X X X

雑益

財産貸付料収入 X X X

(何) 入場料収入	X X X	
物品受贈益	X X X	
(何) 引当金戻入益	X X X	
.....	<u>X X X</u>	<u>X X X</u>
經常収益合計		<u>X X X</u>
經常利益		X X X
臨時損失		
固定資産除却損	X X X	
減損損失	X X X	
災害損失	X X X	
.....	<u>X X X</u>	X X X
臨時利益		
固定資産売却益	X X X	
(何) 引当金戻入益	X X X	
.....	<u>X X X</u>	<u>X X X</u>
当期純利益		X X X
目的積立金取崩額		X X X
大学運営基金組入額		X X X
大学運営基金取崩額		<u>X X X</u>
当期総利益		X X X

第7章 純資産変動計算書

第59 表示区分、分類及び表示項目

- 1 純資産変動計算書には、貸借対照表の純資産の部の分類及び表示項目に係る当期首残高、当期変動額及び当期末残高を表示しなければならない。(注40)
- 2 当期変動額は、資本金の当期変動額、資本剰余金の当期変動額、利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額及び評価・換算差額等の当期変動額に分類しなければならない。
- 3 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額は、利益の処分又は損失の処理及びその他に区分して表示しなければならない。
- 4 評価・換算差額等の当期変動額には、当期変動額の純額を表示するものとする。
- 5 当期変動額については、これらを構成する純資産の変動の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示するものとする。
- 6 当期変動額の表示は、概ね貸借対照表における表示の順序によることとする。

<注40> 純資産変動計算書の表示について

- 1 資本金合計、資本剰余金合計又は利益剰余金(又は繰越欠損金)合計の表示は省略することができる。

2 貸借対照表の純資産の部における資本剰余金の表示項目は、資本剰余金、減価償却相当累計額等、民間出えん金及び大学運営基金に区分されるが、そのうち資本剰余金については、財源別増減明細として内訳項目ごとに当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を純資産変動計算書の下に表示することができる。

第60 純資産変動計算書の様式

純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

第8章 キャッシュ・フロー計算書

第61 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。（注41）
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。（注42）
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。（注43）
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。（注44）
- 5 国庫納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。
- 6 利息に係るキャッシュ・フローについては、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。（注45）

<注41> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について

- 1 キャッシュ・フロー計算書においては、一会計期間におけるキャッシュ・フローを業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの三つに区分して表示する。
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、国立大学法人等の通常の業務の実施に係る資金の状態を表すため、教育研究等のサービス等の提供による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。
- 3 国立大学法人等に対して国から交付される運営費交付金については、法人がその業務を行うことを前提に、そのための財源として交付される資金であり、損益計算においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものであるため、その収入額を業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
- 4 国又は地方公共団体から交付される補助金等については、国立大学法人等が行う業務の財源として交付される資金であり、損益計算書においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものもあるので、その収入額を業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
- 5 なお、教育研究等のサービス等の提供による収入等、業務活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
- 6 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得など、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表すため、国立大学法人等の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び

売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

- 7 国立大学法人等に対して国又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から交付される施設費については、その収入額を投資活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
- 8 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。
- 9 国立大学法人等の場合、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込めることから、利息の表示区分は、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。

<注4 2> 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について

業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 原材料、商品又はサービスの購入による支出
- (2) 人件費支出（教職員及び役員に対する報酬の支出）
- (3) その他の業務支出
- (4) 運営費交付金収入
- (5) 授業料収入、入学金収入、検定料収入、附属病院収入、受託研究収入、共同研究収入、受託事業等収入など教育研究等のサービス等の提供による収入
- (6) 補助金等収入
- (7) 補助金等の精算による返還金の支出
- (8) 寄附金収入（「第7 6 寄附金の会計処理」により資本剰余金として計上されるものを除く。）
- (9) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成収入
- (10) 国庫納付金の支払額

<注4 3> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について

1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 有価証券の取得による支出
- (2) 有価証券の売却による収入
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- (5) 減価償却引当特定資産の繰入による支出
- (6) 減価償却引当特定資産の取崩による収入
- (7) 施設費による収入

- (8) 施設費の精算による返還金の支出
- (9) 大学改革支援・学位授与機構への納付による支出
- (10) 金銭出資による支出
- (11) 資産除去債務の履行による支出
- (12) 利息及び配当金の受取額

2 ただし、国立大学法人等の通常の業務活動として実施される、出資及び貸付けによる支出等については、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載される。

<注44> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 短期借入れによる収入
- (2) 短期借入金の返済による支出
- (3) 債券の発行による収入
- (4) 債券の償還による支出
- (5) 国立大学法人等債償還引当特定資産の繰入による支出
- (6) 国立大学法人等債償還引当特定資産の取崩による収入
- (7) 長期借入れによる収入
- (8) 長期借入金の返済による支出
- (9) 金銭出資の受入による収入
- (10) 民間出えん金（「第76 寄附金の会計処理」により、資本剰余金に計上される寄附金に限る。）の受入による収入
- (11) 利息の支払額

<注45> 利息の表示について

利息の受取額及び支払額は、総額で表示するものとする。

第62 表示方法

- 1 業務活動によるキャッシュ・フローは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法により表示しなければならない。
- 2 投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示しなければならない。
- 3 資金に係る換算差額は、他と区別して表示する。

第63 キャッシュ・フロー計算書の様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	- X X X
人件費支出	- X X X
その他の業務支出	- X X X
運営費交付金収入	X X X
授業料収入	X X X
入学金収入	X X X
検定料収入	X X X
附属病院収入	X X X
受託研究収入	X X X
共同研究収入	X X X
受託事業等収入	X X X
.....	X X X
補助金等収入	X X X
補助金等の精算による返還金の支出	- X X X
寄附金収入	X X X
国際卓越研究大学研究等体制強化助成収入	X X X
小計	<u>X X X</u>
.....	X X X
国庫納付金の支払額	<u>- X X X</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	X X X
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	- X X X
有価証券の売却による収入	X X X
有形固定資産の取得による支出	- X X X
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	X X X
減価償却引当特定資産の繰入による支出	- X X X
減価償却引当特定資産の取崩による収入	X X X
施設費による収入	X X X
施設費の精算による返還金の支出	- X X X
大学改革支援・学位授与機構への納付による支出	- X X X
金銭出資による支出	- X X X
資産除去債務の履行による支出	- X X X
.....	X X X
小計	<u>X X X</u>
利息及び配当金の受取額	X X X
投資活動によるキャッシュ・フロー	X X X

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	X X X
短期借入金の返済による支出	- X X X
国立大学法人等債の償還による支出	X X X
国立大学法人等債の発行による収入	X X X
国立大学法人等債償還引当特定資産の繰入による支出	- X X X
国立大学法人等債償還引当特定資産の取崩による収入	X X X
長期借入金の返済による支出	- X X X
金銭出資の受入による収入	X X X
民間出えん金の受入による収入	X X X
.....	<u>X X X</u>
小計	X X X
利息の支払額	- X X X
財務活動によるキャッシュ・フロー	X X X
Ⅳ 資金に係る換算差額	X X X
Ⅴ 資金増加額（又は減少額）	X X X
Ⅵ 資金期首残高	<u>X X X</u>
Ⅶ 資金期末残高	<u>X X X</u>

第64 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
- (2) 重要な非資金取引（注46）
- (3) 各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容

<注46> 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- (1) 現物出資の受入れによる資産の取得
- (2) 資産の交換
- (3) リースによる資産の取得
- (4) P F Iによる資産の取得
- (5) 重要な資産除去債務の計上

第9章 利益の処分又は損失の処理に関する書類

第65 表示区分

- 1 利益の処分に関する書類は、当期末処分利益と利益処分数に分けて表示しなければな

らない。中期目標の期間の最後の事業年度においては、積立金振替額も加えて表示しなければならない。

- 2 損失の処理に関する書類は、当期末処理損失、損失処理額及び次期繰越欠損金に分けて表示しなければならない。

第66 利益の処分に関する書類の科目

- 1 当期末処分利益は、前期繰越欠損金が存在するときは、当期総利益から前期繰越欠損金の額を差し引いて表示しなければならない。
- 2 利益処分量の区分には、積立金及び目的積立金を内容ごとに表示するものとする。

第67 損失の処理に関する書類の科目

- 1 当期末処理損失は、前期繰越欠損金が存在し、当期総損失を生じた場合は当期総損失に前期繰越欠損金を加えて表示し、前期繰越欠損金が存在し、その額よりも小さい当期総利益を生じた場合は、前期繰越欠損金から当期総利益を差し引いて表示しなければならない。
- 2 損失処理額の区分には、当期末処理損失を埋めるための各積立金の取崩額を積立金ごとに表示しなければならない。
- 3 各積立金を取り崩しても当期末処理損失が埋まらないときは、当期末処理損失を埋めるための大学運営基金の取崩額を表示しなければならない。
- 4 大学運営基金を取り崩しても当期末処理損失が埋まらないときは、その額は繰越欠損金として整理しなければならない。

第68 準用通則法第44条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けた額」（承認前にあつては「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

<参考> 経営努力認定について

利益の処分に関する書類における「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けた額」（承認前にあつては「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けようとする額」）は、国立大学法人等の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。

第69 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式

利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおり

とする。

利益の処分に関する書類

(〇〇年〇月〇日)

I 当期末処分利益				X X X
当期総利益			X X X	
前期繰越欠損金	X X X			
II 利益処分量				
積立金			X X X	
国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けた額				X X X
(何) 積立金	X X X			
.....	X X X			
.....	<u>X X X</u>	<u>X X X</u>		<u>X X X</u>

損失の処理に関する書類

(〇〇年〇月〇日)

I 当期末処理損失				X X X
当期総損失	X X X			
(当期総利益)			(X X X)	
前期繰越欠損金	X X X			
II 損失処理額				
(何) 積立金取崩額	X X X			
.....	X X X			
積立金取崩額	X X X			
大学運営基金取崩額	X X X			X X X
III 次期繰越欠損金				X X X

第10章 附属明細書及び注記

第70 附属明細書

国立大学法人等は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注47)

- (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減

価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

- (2) たな卸資産の明細
- (3) 無償使用国有財産の明細
- (4) P F I の明細
- (5) 有価証券の明細
- (6) 引当特定資産の明細
- (7) 出資金の明細
- (8) 長期貸付金の明細
- (9) 長期借入金の明細
- (10) 国立大学法人等債の明細
- (11) 引当金の明細
- (12) 資産除去債務の明細
- (13) 保証債務の明細
- (14) 目的積立金の取崩しの明細
- (15) 業務費及び一般管理費の明細
- (16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (17) 国等からの財源措置の明細
- (18) 役員及び教職員の給与の明細
- (19) 開示すべきセグメント情報
- (20) 寄附金の明細
- (21) 受託研究の明細
- (22) 共同研究の明細
- (23) 受託事業等の明細
- (24) 科学研究費助成事業等の明細
- (25) 大学運営基金の明細
- (26) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の明細
- (27) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

<注 4 7> 附属明細書による開示について

- 1 セグメント情報との関係、国民に対する情報開示等の観点から、国立大学法人等が実施する業務の目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らかにしなければならない。
- 2 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。
- 3 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならない。

4 引当金の明細において、資産の控除項目として計上される引当金については、当該資産の総額との関係を明らかにしなければならない。

第71 注記

- 1 国立大学法人等の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他国立大学法人等の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。
- 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。ただし、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注48) (注49) (注50) (注51) (注52) (注53) (注54) (注55) (注56) (注57) (注58) (注59)

<注48>財務諸表の表示に関する注記

財務諸表に表示する「第11章 国立大学法人等固有の会計処理」に伴う科目等については、財務諸表上に注記すること等により明瞭に表示する。

<注49> 附属明細書及び注記における開示について

国立大学法人等の財務諸表は、広く国民にとってわかりやすい形で会計情報を開示するものでなければならないが、一方で、各種専門家にとって高度な分析に耐えられるような詳細な情報が含まれていなければならない。このため、貸借対照表や損益計算書等はいたずらに複雑なものとならないように留意しつつ、詳細な情報を附属明細書及び注記によって、開示していくものとする。

<注50> 重要な会計方針等の開示について

- 1 重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - (2) 表示方法の変更を行った場合には、その内容
 - (3) 会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容、及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 2 会計方針とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。

なお、会計方針の例としては次のようなものがある。

 - (1) 運営費交付金収益の計上基準
 - (2) 減価償却の会計処理方法
 - (3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

- (4) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- (6) 収益及び費用の計上基準
- (7) 債券発行差額の償却基準
- (8) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- (9) 未収財源措置予定額の計上基準

3 表示方法とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく表示するために採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。当該事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、国民その他の利害関係者の理解に資する情報を開示する。

<注5 1> 重要な後発事象の開示について

1 財務諸表には、その作成日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない。後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以降の財政状態及び運営状況に影響を及ぼすものをいう。重要な後発事象を注記事項として開示することは、当該国立大学法人等の将来の財政状態や運営状況を理解するための補足情報として有用である。

2 重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- (1) 主要な業務の改廃
- (2) 中期計画の変更
- (3) 国からの財源措置の重大な変更
- (4) 火災、出水等による重大な損害の発生

<注5 2> 法人移行時に係る固有の会計処理等の注記

利益剰余金及び当期総利益のうち、国立大学法人等の法人移行時に係る固有の会計処理等に起因して生ずる一定の項目については、その内容及び金額を継続して財務諸表に注記するものとする。

<注5 3> 金融商品の時価等に関する注記

保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。

<注5 4> 賃貸等不動産の時価等に関する注記

賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。

<注55> 産業競争力強化法第21条に基づく出資に関する注記

産業競争力強化法第21条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況について注記するものとする。

<注56> 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。

- (1) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (2) 「第79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の投資事業有限責任組合損益相当額、評価損相当額、財務収益相当額又は売却損益相当額
- (3) 「第82 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額
- (4) 「第83 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額
- (5) 別添の規定により、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (6) 「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額
- (7) 固定資産の除売却に関連して資本剰余金を増減した除売却差額相当額（<注75>の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用を含む。）
- (8) 「第73 施設費の会計処理」により、預り施設費から資本剰余金に振り替えた額

<注57> 科学研究費助成事業等に関する注記

科学研究費助成事業等の直接経費相当額のうち、当期に受け入れた金額及び当期に支出した金額を注記する。

<注58> 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記

- 1 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストを注記するものとする。
- 2 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストは、損益計算書上の費用から運営費交付金、国又は地方公共団体からの補助金等及び国際卓越研究大学研究等体制強化助成に基づく収益以外の収益を控除し、「<注56> 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記」に掲げる項目（(8)「第73 施設費の会計処理」により、

預り施設費から資本剰余金に振り替えた額を除く)及び国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。

- 3 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの計算において、損益計算上の費用から控除すべき収益は、国民負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。
 - (1) 特殊法人又は他の独立行政法人等から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの
 - (2) 国からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益
 - (3) 財源措置予定額収益
- 4 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用は、次の項目とする。
 - (1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用
 - (2) 政府出資等から生ずる機会費用
 - (3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用
- 5 国又は地方公共団体の財産の減額された使用料による貸借とは、貸主である国又は地方公共団体が法令の規定に従い減額して貸し付けている場合の当該貸借をいう。
- 6 国又は地方公共団体からの有利な条件による融資とは、貸主である国又は地方公共団体が政策的に低利融資を行っている場合の当該融資をいう。

<注59> 機会費用計算の注記について

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法
- (2) 政府出資等の機会費用があるときは、計算に使用した利率
- (3) 政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率

なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行い、その計算方法を注記する。
- (2) 政府出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金に「第72 運営費交付金等の会計処理」、「第73 施設費の会計処理」、「第74 補助金等の会計処理」及び「第93 国際卓越研究大学固有の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による減価償却相当累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当

累計額を除く。)及び減損損失相当累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。)及び「第79 特定の有価証券の会計処理」による有価証券損益相当累計額(確定)及び有価証券損益相当累計額(その他)(目的積立金を財源として取得した有価証券に係る有価証券損益相当累計額(確定)及び有価証券損益相当累計額(その他)を除く。)及び「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。)及び除売却差額相当累計額(目的積立金を財源として取得した資産に係る除売却差額相当累計額を除く。)を控除した政府出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。

- (3) 政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとし、その計算方法を注記する。

第11章 国立大学法人等固有の会計処理

第72 運営費交付金等の会計処理

- 1 国立大学法人等が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。また、当該年度に係る授業料を受領したときは授業料債務として、運営費交付金債務同様に整理する。
 - 2 運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとする。なお、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。
 - 3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。
 - 4 国立大学法人等が固定資産を取得した際、その取得額のうち運営費交付金又は授業料に対応する額については、次のように処理するものとする。
 - (1) 取得固定資産が非償却資産であって、運営費交付金又は当該年度に係る授業料により支出されたと合理的に特定でき、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から資本剰余金に振り替える。
 - (2) 当該資産が非償却資産であって、(1)に該当しないとき又は当該資産が償却資産であるときは、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振り替える。
- (注60)

<注60> 運営費交付金等の会計処理について

- 1 運営費交付金は国立大学法人等に対して国から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。授業料については、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをする。
- 2 運営費交付金及び授業料の収益化については、具体的には以下の考え方によるものとする。
 - (1) 国立大学法人等における教育研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが間期的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。

なお、運営費交付金については、中期計画等において、一定の業務等との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や、財源措置上、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。また、特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合には、当該支出額を限度として収益化することができる。
 - (2) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。
- 3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。

このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。
- 4 運営費交付金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。
- 5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金又は運営費交付金収益に振り替えるものとする。

第73 施設費の会計処理

- 1 国立大学法人等が国又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から施設費を受領したときは、相当額を預り施設費として整理するものとする。預り施設費は、流動負債に属するものとする。預り施設費は、拠出者毎に区分して表示する。
- 2 施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に定める

処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。（注6 1）

<注6 1> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について

- 1 国立大学法人等における施設費は、国又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から拠出された対象資産の取得を行うまでは、その使途が特定された財源として、預り施設費として負債に整理する。
- 2 施設費を財源とする償却資産については、通常、「第7 8 特定の償却資産の減価に係る会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り施設費を資本剰余金に振り替えることとし、国立大学法人等の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第7 8 特定の償却資産の減価に係る会計処理」の規定により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。
- 3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときには、その金額を預り施設費から振り替えず、現実に引渡しを受けたときに当該前払金又は部分払金の合計額を資本剰余金に振り替えるものとする。

第7 4 補助金等の会計処理

- 1 国立大学法人等が国又は地方公共団体から補助金等の概算交付を受けたときは、相当額を預り補助金等として整理するものとする。預り補助金等は流動負債に属するものとする。
- 2 預り補助金等は、補助金等の交付の目的に従った業務の進行に応じて収益化を行うものとする。
- 3 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注6 2）
 - (1) 当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。
 - (2) 当該資産が償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替える。長期繰延補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、補助金等収益として収益に振り替える。

<注6 2> 補助金等の会計処理について

- 1 補助金等が既に実施された業務の財源を補てんするために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。
- 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り

崩して、補助金等収益に振り替える。

第75 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

- 1 国立大学法人等の業務運営に要する費用のうち、その発生額を後年度において財源措置することとされている特定の費用が発生したときは、財源措置が予定される金額を財源措置予定額収益の科目により収益に計上するとともに、未収財源措置予定額の科目により資産として計上する。
- 2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、国立大学法人等が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等で明らかにされていなければならない。（注63）
- 3 なお、財源措置予定額収益は、国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記における業務費用から控除すべき収益には含まれない。

<注63> 財源措置予定額収益の計上が認められる場合について

財源措置予定額収益の計上が認められるのは、運営費交付金等による事前の財源措置を困難とする合理的な理由がある場合に限られる。

第76 寄附金の会計処理

- 1 国立大学法人等が受領した寄附金については、次により処理するものとする。（注64）
 - (1) 中期計画等において、国立大学法人等の財産的基礎に充てる目的で民間からの出えんを募ることを明らかにしている場合であって、当該計画に従って出えんを募った場合には、民間出えん金の科目により資本剰余金として計上する。
 - (2) 寄附者がその用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定していなくとも国立大学法人等が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。
- 2 1(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。
 - (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。
 - (2) 当該資産が非償却資産であって、(1)に該当しないとき又は当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から寄附金収益に振り替える。（注65）
- 3 1(2)の寄附金を「第92 大学運営基金の会計処理」により資本剰余金に組み入れる場合は、その金額を寄附金債務から収益に振り替える。
- 4 1(1)又は(2)のいずれにも該当しない寄附金については、当該寄附金に相当する額を受領した期の収益として計上する。

<注6 4> 寄附金の負債計上について

- 1 国立大学法人等においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が国立大学法人等の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその用途を特定したり、あるいは国立大学法人等の側で用途を示して計画的に管理支出することが想定され、国立大学法人等が通常はこれを何らかの特定の業務のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ用途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き国立大学法人等に留保することとしている。これは、中期計画期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。
- 2 また、寄附金を原資とした余裕金の運用を行うにあたっては、当該運用により発生した収益等（評価差額を含む）について、あらかじめその用途が特定されている場合は、寄附金債務として負債に計上する。

<注6 5> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について

- 1 国立大学法人等が用途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画の想定範囲内である場合には、国立大学法人等の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。
- 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額を寄附金債務から資本剰余金（中期計画の想定範囲内である非償却資産に係る寄附金を財源とした支出の場合）又は寄附金収益（前記以外の支出の場合）に振り替えるものとする。

第7 7 教育研究等のサービス等の提供による収益の会計処理

- 1 顧客との契約から生じた取引については、約束した教育研究等のサービス等の顧客への移転を当該サービス等と交換に国立大学法人等が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。顧客とは、対価と交換に国立大学法人等の通常の業務活動により生じたアウトプットである教育研究等のサービス等を得るために当該国立大学法人等と契約した当事者をいい、国立大学法人等に対して対価を支払い、教育研究等のサービス等を直接的に受益する者が該当する。また、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。（注6 6）
- 2 上記による収益を認識するために、次の(1)から(5)までのステップを適用する。
 - (1) 顧客との契約を識別する。
 - (2) 契約における履行義務を識別する。
 - (3) 取引価格を算定する。
 - (4) 契約における履行義務に取引価格を配分する。

(5) 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

<注66> 教育研究等のサービス等の提供による収益の会計処理について

- 1 履行義務とは、顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。
 - (1) 別個の教育研究等のサービス等（又は別個の教育研究等のサービス等の束）
 - (2) 一連の別個の教育研究等のサービス等（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数の教育研究等のサービス等）
- 2 取引価格とは、教育研究等のサービス等の顧客への移転と交換に国立大学法人等が権利を得ると見込む対価の額をいう。
- 3 国立大学法人等が履行している場合や国立大学法人等が履行する前に顧客から対価を受け取る場合等、契約のいずれかの当事者が履行している場合等には、国立大学法人等は、国立大学法人等の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上する。また、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権は、適切な科目をもって貸借対照表に表示する。
- 4 顧客との契約から生じる収益は、適切な科目をもって損益計算書に表示する。
- 5 国立大学法人等に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、国立大学法人等の教育研究等のサービス等の提供の対価に該当するものであるため、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。

第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理

国立大学法人等が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとする。（注67）

<注67> 減価償却の会計処理について

- 1 国立大学法人等が固定資産を取得するに当たっては、国は、国有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。ところで、国立大学法人等は業務運営の財源を主に運営費交付金に依存することになるが、このような資産の減価部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。更に資産の更新に当たっては、出資者たる国により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。このような場合においては、減価償却に相当する額は、むしろ実質的には会計上の財産的基礎の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用には計上せず、国立大学法人等の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時まで別途特定された資産に限り行うものとする。
- 2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」の規定に基づく減価償却相当額の累計額を表示しなければならない。この累

計額は、国立大学法人等の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。

- 3 附属病院における一定の償却資産に係る減価償却については、当該減価に対応すべき附属病院収入の獲得が予定されていると考えられるため、当該収入をもって充当することが適当と考える。よって、附属病院における上記資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用に計上し、それ以外については資本剰余金を減額することとする。

第79 特定の有価証券の会計処理

国立大学法人等が保有する有価証券のうち、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第14条の3第1項の指定を受けた有価証券については、当該有価証券に係る損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、資本剰余金を増減することとする。（注68）

<注68> 特定の有価証券の会計処理について

- 1 本会計処理は、産業競争力強化法第21条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券に係るものである。
- 2 産業競争力強化法においては、国立大学法人等の技術に関する研究成果を、その事業活動において活用して事業活動を行う者に対し、資金供給その他の支援を実施しようとする者は、特定研究成果活用支援事業計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

国立大学法人等は、この認定を受けた特定研究成果活用支援事業者に対して、文部科学大臣による認可を受けた上で、必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うこととなる。

- 3 このように、特定研究成果活用支援事業に係る有価証券を国立大学法人等が取得するに当たっては、文部科学大臣及び経済産業大臣による特定研究成果活用支援事業計画の認定、文部科学大臣による出資の認可を経て行うものであり国立大学法人等の判断のみで実施できるものではない。
- 4 また、認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資は、国立大学法人等の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を行うことを通じて、利害関係者や国民に対し、国立大学法人等の教育研究に係る財務情報を適切に開示する必要がある。
- 5 このため、会計処理としてはこの有価証券に係る投資事業有限責任組合損益に相当する額、評価損に相当する額、財務収益に相当する額及び売却損益に相当する額については、国立大学法人等の損益計算には含まれないものとする。
- 6 具体的には、取得資産の内容等を勘案すれば、国立大学法人等の会計上の財産的基礎の増加又は減少と考えるべきことから、国立大学法人等の資本剰余金を直接増減することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までには別途特定された有価証券に限り行うものとする。

7 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第79 特定の有価証券の会計処理」の規定に基づく有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を表示しなければならない。これは、国立大学法人等の会計上の財産的基礎の増減の程度を表示し、当該有価証券に係る情報提供の機能を果たすことになる。

第80 特定の株予約権の会計処理

- 1 無償で取得した株予約権については、本源的価値（当該株予約権を発行する会社の株価から当該株予約権の行使に際して出資される価額を除いたものをいう。次項において同じ。）をもって取得原価とする。（注69）
- 2 株予約権は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券を発行する会社の株予約権は、本源的価値をもって貸借対照表価額とする。

<注69> 特定の株予約権の会計処理について

- 1 国立大学法人等については、資力はないが有望な大学発ベンチャーに対する育成支援を行うことができるよう、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づき、特に必要と認める場合には当該支援を無償等とし得ること、また、その際において株式や株予約権を取得・保有することができる。これにより、大学発ベンチャーは、当面の事業活動に必要な現金を確保しつつ、大学からの必要なサービスを受けることで事業の発展に取り組みやすくなり、研究成果の社会実装の進展が期待されている。付与された株予約権は有価証券として処理するため、無償で取得した場合の取得原価は公正な評価額とされていること、また、その保有目的によっては貸借対照表価額も時価とされていることから、取得時及び期末時に時価を算定することが求められる。他方、育成支援対象となる大学発ベンチャーは非上場会社が多く、その株予約権の時価は信頼性をもって見積もることが困難な場合が多い。
- 2 国立大学法人等は法律において大学発ベンチャーへの支援を行うことが要請されていることに鑑み、国立大学法人等が無償で取得した株予約権については、未公開企業のストック・オプションの会計処理に倣い、本源的価値（当該株予約権を発行する会社の株価から当該株予約権の行使に際して出資される価額を除いたもの）で評価することとする。なお、有償で付与されているものの取得原価については、「第30 有価証券の評価基準及び評価方法」による。
- 3 また、期末時においては、主として資力のない会社から株予約権が付与されるという科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の規定の趣旨を踏まえると、株予約権を発行する会社は非上場会社が多く、当該会社の株予約権の評価は困難であることから、貸借対照表価額は取得原価とすることとする。ただし、取得時には非上場会社であったものの、保有している間に上場会社となることもあり得ることから、そのような場合においては、貸借対照表価額は取得原価ではなく本源的価値とすることとする。

第81 引当特定資産の会計処理

1 減価償却引当特定資産

- (1) 事業に必要な施設設備の安定的かつ継続的な更新を図るため、減価償却引当特定資産を計上することができる。(注70)
- (2) 減価償却引当特定資産を財源として施設設備の更新をしたときは、減価償却引当特定資産を取り崩す。
- (3) 減価償却引当特定資産は、貸借対照表の投資その他の資産に計上する。

2 国立大学法人等債償還引当特定資産

- (1) 国立大学法人等債の償還に備えるため、国立大学法人等債償還引当特定資産を計上することができる。(注70)
- (2) 国立大学法人等債償還引当特定資産を財源として国立大学法人等債の償還をしたときは、国立大学法人等債償還引当特定資産を取り崩す。
- (3) 国立大学法人等債償還引当特定資産は、貸借対照表の投資その他の資産に計上する。ただし一年以内に国立大学法人等債の償還に充てると認められるものは貸借対照表の流動資産に計上する。

<注70> 引当特定資産の会計処理について

- 1 国立大学法人等においては、その教育研究の水準を維持するため、保有する施設設備の更新を定期的に行う資金を計画的に留保する必要がある。また、国立大学法人等債を発行する法人においては、債権者保護のため、債務の返済に必要な資金を計画的に留保する必要がある。
- 2 国立大学法人等では、「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けた額」(承認前には「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けようとする額」)は目的積立金として翌事業年度以降に繰り越すことができる。
- 3 引当特定資産とは、目的積立金とは別に、施設設備の更新又は国立大学法人等債の返済を目的として計画的に資金を留保するための制度であり、国立大学法人等の判断で計上することができるものである。

第82 賞与引当金に係る会計処理

- 1 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。
- 2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には、賞与引当金を計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない賞与引当相当額を貸借対照表の

注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた賞与引当増加相当額を損益計算書の注記において表示する。

第83 退職給付に係る会計処理

- 1 退職給付債務のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第34 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。
- 2 退職給付債務について、次の要件に該当する場合には退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は次の要件に合致しない場合に計上したであろう退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は損益計算書の注記において表示する。
 - (1) 退職一時金(役員及び教職員の退職時に支払われる退職手当をいう。)については、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合
 - (2) 年金債務のうち確定給付企業年金等に係る債務については、確定給付企業年金等に係る掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び確定給付企業年金等に係る積立金に積立不足がある場合には、当該積立不足額とその解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合
- 3 国立大学法人等が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合において、当該年度中に追加的な退職一時金が支給されているときには、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。
- 4 2の見積額のうち、退職一時金に係る退職給付債務の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。

第84 退職等年金給付及び退職共済年金等に係る共済組合への負担金の会計処理

退職等年金給付及び退職共済年金等に係る共済組合への負担金は、拠出時に費用として認識するものとし、特別の引当金は計上しない。

第85 債券発行差額の会計処理

- 1 国立大学法人等が事業資金等の調達のために債券を発行する場合には、債券の額面金額をもって貸借対照表価額とする。
- 2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。
- 3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差額の未償却残

高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却するものとする。

第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

国立大学法人等が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第35 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注71）

<注71> 特定の除去費用等の会計処理について

- 1 業務の財源を運営費交付金等に依存する国立大学法人等においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等の選定対象とはならず、また、運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、国立大学法人等の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、国立大学法人等の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までには別途特定された除去費用等に限り行うものとする。
- 2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。
- 3 当該特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算上の費用に計上するものとする。

第87 毎事業年度の利益処分

- 1 当期末処分利益は、毎事業年度、積立金として整理するもののほか、中期目標の期間の最後の事業年度を除く毎事業年度、目的積立金として整理するものとする。
- 2 当期末処理損失は、毎事業年度、積立金（目的積立金が残っている場合は当該目的積立金を含む。）を減額して整理し、なお不足がある場合は大学運営基金を減額して整理し、なお不足がある場合は繰越欠損金として整理するものとする。

第88 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分

国立大学法人等の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び国立大学法人法の規定に基づく前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。

(注72)

<注72> 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分について

1 国立大学法人制度においては、中期目標による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標及びそれに基づく中期計画の期間を一つの区切りとしているところである。

国立大学法人等においては、運営費交付金等をこの中期目標の期間の終了時に精算するという考え方にたっていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても準用通則法第44条第3項の処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標期間繰越積立金を使用されずに残っていた場合は、中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。

2 国立大学法人法においては、積立金を次の中期目標の期間に繰り越す旨の規定が設けられているが、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、国庫納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である国庫納付金の額及び前中期目標期間繰越積立金として次の中期目標の期間に繰り越される金額を記載するものとする。

第89 目的積立金を取り崩す場合の会計処理

目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。

第90 土地の譲渡に伴う資本金の減少に係る会計処理

国立大学法人等は、準用通則法第48条本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。(注73)

<注73> 土地の譲渡に伴う資本金の減少に係る注記について

「第90 土地の譲渡に伴う資本金の減少に係る会計処理」を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

- (1) 譲渡した土地の帳簿価額及びその概要
- (2) 譲渡理由
- (3) 譲渡収入の額
- (4) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額

- (5) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額
- (6) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付が行われた年月日
- (7) 減資額

第9 1 土地の譲渡取引に係る会計処理

- 1 準用通則法第4 8条本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合には、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注7 4)(注7 5)
- 2 準用通則法第4 8条本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合において、譲渡取引に要した費用(国立大学法人法第7条第4項の文部科学大臣が定める基準により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が負担する費用を除く。以下同じ。)については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注7 5)

<注7 4> 譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付について

準用通則法第4 8条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合において、当該土地の帳簿価額を超える額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構へ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。

<注7 5> 政府から出資された土地の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用について

国立大学法人等が、準用通則法第4 8条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地の譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合には、譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用については、資本剰余金を減額したコスト等として損益計算書の注記に含めて表示しなければならない。

第9 2 大学運営基金の会計処理

- 1 運営方針会議を置く国立大学法人が、当該国立大学法人に設置される資金運用を管理する委員会において決議される方針に基づき、業務上の余裕金（国立大学法人法第33条の5第2項の要件に該当するものに限る。以下「第92 大学運営基金の会計処理」において同じ。）を同項の規定により運用する場合には、業務上の余裕金に相当する収益のうちから当該運用に充てるものとして組み入れた金額を大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れるものとする。（注76）
- 2 準用通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合には、大学運営基金の全部又は一部を取り崩して補てんするものとする。
- 3 大学運営基金について、取り崩して業務に充当することにより費用が発生したときにはその同額を、固定資産を取得したときにはその取得に要した額を、大学運営基金から取り崩して大学運営基金取崩額に振り替えなければならない。
- 4 大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れること、及び大学運営基金からの取り崩しにより大学運営基金取崩額へ振り替えることの決定は、運営方針会議の決議その他の適切な手続を定めた上で、当該手続を経て行うものとする。

<注76> 大学運営基金の会計処理について

- 1 資金運用を管理する委員会において決議される中長期的な運用方針に基づき、元本を運用して得られる利子配当を教育研究の充実のために費消することを目的として、業務上の余裕金を財源とする資金運用を行う場合、当該運用の資金は国立大学法人等の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、大学運営基金として資本剰余金に計上する。ただし、このような会計処理は純資産の増減を国立大学法人の判断により行うことになるため、以下の2つの条件を満たす国立大学法人に限定することとし、当該国立大学法人が大学運営基金の組み入れ、取り崩しを行うにあたり運営方針会議の決議などの適切な手続を定めた上で、当該手続を経て行うものとする。
 - (1) 国立大学法人法第33条の5第1項に規定する方法により資金を運用することについて文部科学大臣から認定（国立大学法人法第34条の3における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準（平成29年3月31日文部科学大臣決定）第3又は第4二の認定に限る。）を受けていること若しくは同法第34条第1項の指定を受けている国立大学法人又は同法第34条の6第1項の指定を受けている国立大学を設置する国立大学法人
 - (2) 国立大学法人法第21条の3に規定する運営方針会議を設置している国立大学法人
- 2 大学運営基金を原資として運用を行うにあたっては、当該運用により発生した評価差額について、大学運営基金として資本剰余金に計上する。

第93 国際卓越研究大学固有の会計処理

- 1 国際卓越研究大学（国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号）第4条第5項に規定する国際卓越研究大学をい

う。以下同じ。)が国際卓越研究大学研究等体制強化助成(同法第7条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成をいう。以下同じ。)を受領した時点では国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務として負債に計上し、当該使途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から収益に振り替えなければならない。

- 2 国際卓越研究大学研究等体制強化助成によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。
 - (1) 当該資産が非償却資産であるときは、その金額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から資本剰余金に振り替える。
 - (2) 当該資産が償却資産であるときは、その金額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益に振り替える。(注77)

<注77> 国際卓越研究大学研究等体制強化助成を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について

- 1 国立大学法人等が国際卓越研究大学研究等体制強化助成によって非償却資産を取得した場合においては、国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく支出は須らく中期計画の想定範囲内であり、国立大学法人等の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。
- 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から資本剰余金(非償却資産に係る国際卓越研究大学研究等体制強化助成を財源とした支出の場合)又は国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益(前記以外の支出の場合)に振り替えるものとする。

第12章 連結財務諸表

第1節 連結財務諸表の作成目的及び一般原則

第94 連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、国立大学法人等とその出資先の会社等(以下「関係法人」という。)を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、国立大学法人等が関係法人集団(国立大学法人等及び関係法人の集団をいう。以下同じ。)の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注78)

<注78> 連結財務諸表の作成目的及び性格について

- 1 国立大学法人等が行う出資等は、法人の設立目的を達成するために業務として行われるものであり、国立大学法人等と関係法人の間に必ずしも支配従属関係が認められるわけではないが、国立大学法人等と関係法人を公的な資金が供給されている一つの会計主体とみなして、公的な主体としての説明責任を果たす観点から、連結財務諸表の作成、開示を行うものである。

- 2 このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているかを示すことを主たる目的としており、国立大学法人等の評価は、個別財務諸表により行われる必要がある。
- 3 関係法人には、国立大学法人等が出資を行っている民間企業のほか、法人と一定の関係を有する公益法人等が含まれる。

第95 連結財務諸表一般原則

- 1 連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなければならない。
- 2 連結財務諸表は、関係法人集団に属する国立大学法人等及び関係法人が準拠すべき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成されなければならない。
- 3 国立大学法人等の会計は、連結財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。（注79）
- 4 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

<注79> 重要性の原則の適用について

- 1 連結財務諸表を作成するに当たっては、国民その他の利害関係者の関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにするため、金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な会計処理及び表示を行わなければならない。
- 2 なお、連結財務諸表は、関係法人集団の財政状態及び運営状況を国民その他の利害関係者に総合的に報告するために作成するものであることから、その判断を誤らせない限り、連結の範囲、特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手続、連結のための個別財務諸表の修正、特定関連会社の資産及び負債の評価、未実現利益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも認められる。

第96 連結の範囲

- 1 国立大学法人等は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。（注80）
- 2 特定関連会社とは、国立大学法人等が出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合には、当該会社は特定関連会社に該当するものとする。
 - (1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合
 - (2) 会社に対する議決権の所有割合が100分の50以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合
 - ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半

数を継続的に占めることができると認められる場合

イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合

ウ 役員若しくは教職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合

エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し国立大学法人等の承認を要する契約等が存在する場合

- 3 国立大学法人等及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなすものとする。

<注80> 連結の範囲からの除外について

特定関連会社であって、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても関係法人集団の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。

第97 連結決算日

- 1 連結財務諸表の作成に関する期間は一年とし、国立大学法人等の会計期間に基づき、毎年3月31日をもって連結決算日とする。
- 2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注81)

<注81> 決算日に差異がある場合の取扱いについて

決算日の差異が三か月を超えない場合には、特定関連会社の正規の決算を基礎として、連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生ずる国立大学法人等及び連結される特定関連会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものとする。

第98 会計処理の原則及び手続

- 1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、国立大学法人等及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 国立大学法人等固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として国立大学法人等の会計処理に統一しなければならない。(注82)
- 2 国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた有価証券を発行する会社等に係る収益及び費用については、この章の規定に基づき算出した額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表の資本剰余金を増減することとする。
- 3 会計処理の原則及び手続で国立大学法人等及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。

<注82> 会計処理の統一について

- 1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。
- 2 関係会社に対する国立大学法人等の出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該関係会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、国立大学法人等の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。
- 3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。

第99 連結財務諸表の体系

国立大学法人等の連結財務諸表は、次のとおりとする。

- (1) 連結貸借対照表
- (2) 連結損益計算書
- (3) 連結純資産変動計算書
- (4) 連結キャッシュ・フロー計算書
- (5) 連結附属明細書

第2節 連結貸借対照表の作成基準

第100 連結貸借対照表作成の基本原則

連結貸借対照表は、国立大学法人等及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価並びに連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる国立大学法人等及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。

第101 特定関連会社の資産及び負債の評価

- 1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。（注83）
- 2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の純資産とする。

<注 8 3> 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて

特定関連会社に該当することとなった日が特定関連会社の決算日以外の日であるときは、当該日の前後いずれか近い決算日とにおいて特定関連会社に該当することとなったものとみなして処理することができる。

第 1 0 2 出資と資本の相殺消去

- 1 国立大学法人等の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去しなければならない。
- 2 国立大学法人等の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に当たり、差額が生ずる場合には、当該差額は発生した事業年度の損益として処理しなければならない。
- 3 特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、国立大学法人等の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去しなければならない。

第 1 0 3 非支配株主持分

- 1 特定関連会社の純資産のうち国立大学法人等に帰属しない部分は、非支配株主持分とする。
- 2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が、当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。（注 8 4）

<注 8 4> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る非支配株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について

- 1 例えば、特定関連会社に対する国立大学法人等の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合等であって、特定関連会社の欠損金について国立大学法人等と当該他の民間会社が出資割合に応じて負担することが合理的な場合には、次のように処理することが考えられる。
 - (1) 国立大学法人等が当該特定関連会社の債務保証を行っている等、契約等による義務を負っている場合には、特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る非支配株主の負担すべき額を超える額（以下「非支配株主持分超過欠損額」という。）のうち、国立大学法人等が負担すべき義務の金額の範囲内で国立大学法人等の持分に負担させる。
 - (2) 国立大学法人等が契約等による義務を負っていない場合の非支配株主持分超過欠損額及び非支配株主持分超過欠損額が契約等により国立大学法人等が負担すべき義務の金額を超える場合の当該超過欠損額は、非支配株主持分に割当てするものとする。
- 2 上記 1 (1) の場合において、その後特定関連会社に利益が計上されたときは、国立大学

法人等が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を国立大学法人等の持分に加算するものとする。

第104 債権と債務の相殺消去

- 1 連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去しなければならない。
- 2 連結法人相互間での債務保証に関し計上されている保証債務損失引当金は、その全額を消去しなければならない。

第105 法人税等の期間配分に係る会計処理

- 1 連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。
- 2 一時差異等に係る税金の額は、独立行政法人会計基準「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。

第106 関連会社等に対する持分法の適用

- 1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。（注85）
- 2 関連会社とは、国立大学法人等及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社をいう。
- 3 次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当するものとする。
 - (1) 特定関連会社以外の会社の議決権の100分の20以上を実質的に所有している場合
 - (2) 会社に対する議決権の所有割合が100分の20未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合
 - ア 国立大学法人等の役員若しくは教職員である者又はこれらであった者（国立大学法人等の設立に際し、権利義務を承継した国立大学等の教職員であった者を含む。）であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合
 - イ 国立大学法人等が、重要な融資（債務保証又は担保の提供を含む。）を行っている場合
 - ウ 国立大学法人等が、重要な技術を提供している場合
 - エ 国立大学法人等との間に、重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合
 - オ 国立大学法人等が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与え

ることができることが推測される事実が存在する場合

- 4 関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。なお、特定関連会社株式の売却等により当該会社が特定関連会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、上記に準じて処理する。

<注85> 持分法適用の範囲からの除外について

持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。

第107 表示区分

- 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。
資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。
純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金及び非支配株主持分に区分して記載するものとする。
- 2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は、一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。（注86）

<注86> 繰延資産について

「第8 資産の定義」により、国立大学法人等においては、繰延資産を計上してはならないことにされており、連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている繰延資産に限られる。

第3節 連結損益計算書の作成基準

第108 連結損益計算書作成の基本原則

連結損益計算書は、国立大学法人等及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成する。

第109 連結法人相互間の取引高の相殺消去

連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去しなければならない。

第110 未実現損益の消去

- 1 連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれ

る未実現利益は、その全額を消去しなければならない。

- 2 未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。
- 3 売手側の特定関連会社に非支配株主が存在する場合には、未実現損益は国立大学法人等と非支配株主の持分比率に応じて、国立大学法人等の持分と非支配株主持分に配分するものとする。

第111 表示区分

- 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。

純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主損益を加減して当期純利益を表示するものとする。

純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。

- 2 業務活動から生じた費用及び収益、臨時利益及び臨時損失は、一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載しなければならない。

第4節 連結純資産変動計算書の作成基準

第112 連結純資産変動計算書作成の基本原則

連結純資産変動計算書は、連結法人の財政状態と運営状況との関係を表すため、一会計期間に属する連結法人の全ての純資産の変動を記載しなければならない。

第113 表示区分、分類及び表示項目

- 1 連結純資産変動計算書には、連結貸借対照表の純資産の部の分類及び表示項目に係る当期首残高、当期変動額及び当期末残高を表示しなければならない。
- 2 当期変動額は、資本金の当期変動額、資本剰余金の当期変動額、連結剰余金の当期変動額及び評価・換算差額等の当期変動額に分類しなければならない。

第5節 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準

第114 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則

連結キャッシュ・フロー計算書は、国立大学法人等及び特定関連会社の個別キャッシュ・フロー計算書を基礎として、連結法人相互間のキャッシュ・フローの相殺消去の処理を行って作成する。

第115 表示区分及び表示方法

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲、表示区分及び表示方法については、「第

23 キャッシュ・フロー計算書の資金」及び「第8章 キャッシュ・フロー計算書」に準じるものとする。

2 なお、連結範囲の変動を伴う特定関連会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に独立の項目として記載する。

この場合、新たに特定関連会社となった会社の資金の額は、株式の取得による支出額から控除し、特定関連会社でなくなった会社の資金の額は株式の売却による収入額から控除して記載するものとする。

第6節 関連公益法人等の取扱い

第116 関連公益法人等の情報開示

関連公益法人等については、国立大学法人等との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。（注87）

<注87> 関連公益法人等について

国立大学法人等と関連公益法人等との間には資本関係が存在しないが、国立大学法人等を通じて公的な資金が供給されている場合も多いことから、公的な会計主体である国立大学法人等は関連公益法人等との関係を開示し説明する責任を有している。

第117 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、国立大学法人等が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は国立大学法人等との取引を通じて公的な資金が供給されており、国立大学法人等の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。（注88）

2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。

(1) 理事等のうち、国立大学法人等の役員又は教職員経験者の占める割合が3分の1以上である公益法人等

(2) 事業収入に占める国立大学法人等との取引に係る額が3分の1以上である公益法人等

(3) 基本財産の5分の1以上を国立大学法人等が出えんしている一般財団法人、公益財団法人

(4) 会費、寄附等の負担額の5分の1以上を国立大学法人等が負担している公益法人等

3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は、関連公益法人等とみなすものとする。

4 国立大学法人等が交付する助成金等の収入が事業収入の3分の1を占めることにより2(2)に該当し、かつ、2(1)、(3)及び(4)のいずれにも該当しない公益法人等について、

当該助成金等が、当該国立大学法人等の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合には、当該公益法人等は、関連公益法人等に該当しないものとすることができる。

<注 8 8> 関連公益法人等について

公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。

第 7 節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記

第 1 1 8 連結財務諸表の附属明細書

国立大学法人等は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第 7 0 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。

(1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要

ア 名称、業務の概要、国立大学法人等との関係及び役員の氏名（国立大学法人等（国立大学法人等設立に際し、権利義務を承継した国立大学等を含む。以下同じ。）の役員又は教職員経験者については、国立大学法人等での最終職名を含む。）

イ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図

(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況

ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の資産、負債、資本金及び剰余金の額並びに売上高、経常損益及び当期純損益の額

イ 関連公益法人等の当該事業年度の貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高（一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等（国、国立大学法人等、特殊法人及び地方公共団体の補助金等）とその他の収益の金額を記載する。）並びに収支計算書に計上されている事業活動収入、事業活動支出、事業活動収支差額、投資活動収入、投資活動支出、投資活動収支差額、財務活動収入、財務活動支出、財務活動収支差額及び当期収支差額

(3) 特定関連会社及び関連会社株式並びに関連公益法人等の基本財産等の状況

ア 国立大学法人等が保有する特定関連会社及び関連会社の株式について、所有株式数、取得価額及び貸借対照表計上額（前事業年度末からの増加額及び減少額を含む。）

イ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに関連公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細

(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況

ア 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債権債務の明細

イ 国立大学法人等が行っている関連会社及び関連公益法人等に対する債務保証の明

細

ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち国立大学法人等の発注等に係る金額及びその割合（内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額並びにその割合を記載する。ただし、当該内訳には、予定価格が国の基準（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条に定める基準）を超えないものを含めない。）

第119 連結セグメント情報の開示

- 1 連結法人における開示すべきセグメント情報は、当該連結法人が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。
- 2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額とする。（注89）

<注89> 連結セグメント情報の開示について

- 1 国立大学法人等は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。
- 2 このため、開示すべき情報についても、連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳等を積極的に開示する必要がある。
- 3 セグメントの区分については、国立大学法人等の個別財務諸表におけるセグメント情報を基礎とし、関係法人の業務内容を勘案して、運営費交付金や補助金等に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参考にしつつ、個々に定めていくこととする。

第120 連結財務諸表の注記

連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(1) 連結の範囲等

連結の範囲に含めた特定関連会社、関連会社に関する事項その他連結の方針に関する重要事項及びこれらに重要な変更があったときは、その旨及び変更の理由

(2) 決算日の差異

特定関連会社の決算日が連結決算日と異なるときは、当該決算日及び連結のため当該特定関連会社について特に行った決算手続の概要

(3) 会計処理の原則及び手続等

ア 重要な資産の評価基準及び減価償却の方法並びにこれらについて変更があったときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容

イ 関係会社の採用する会計処理の原則及び手続で国立大学法人等及び関係会社との

間で特に異なるものがあるときは、その概要

ウ 特定関連会社の資産及び負債の評価方法

(4) 重要な後発事象

連結決算日後に発生した事象で、次期以降の関係法人集団の財務状態及び運営状況に影響を及ぼすものについては、その内容

(5) 産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活用状況

(6) その他の重要な事項

関係法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項

(別添)

「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び
「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」

平成17年12月22日設定

第1 本基準の目的及び減損の定義

- 1 本基準は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び国立大学法人等の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。
- 2 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

第2 対象資産

本基準は、国立大学法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産以外の固定資産に適用する。なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しないことができる。(注1) (注2)

<注1> 重要性の乏しい固定資産について

本基準を適用しないことができる固定資産に係る重要性の判断については、固定資産の金額的側面及び質的側面を勘案する必要があり、国立大学法人等の業務運営における主要な固定資産については、重要性が乏しいものとしてはならない。

<注2> 国立大学法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について

国立大学法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 投資有価証券(関係会社株式又は関係会社有価証券を除く。)
- (2) 関係会社株式
- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 引当特定資産に含まれる投資有価証券
- (5) 長期貸付金(関係法人長期貸付金を除く。)
- (6) 関係法人長期貸付金
- (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (8) 長期前払費用
- (9) 未収財源措置予定額

第3 減損の兆候

- 1 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」という。)があ

る場合には、当該資産について、減損を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。

- (1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画等の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。
- (2) 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。（注3）
- (3) 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。
- (4) 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。（注4）
- (5) 国立大学法人等自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。（注5）

3 複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆候の有無について、これらの資産を一体として判定することができる。

<注3> 当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化について

当該資産の使用可能性の著しい低下については、当該資産の取得時に想定した使用可能性を基準として判断する。なお、当該資産が政府からの現物出資又は承継により取得されたものである場合には、現物出資時又は承継時に想定した使用可能性を基準として判断する。

<注4> 市場価格が著しく下落したことについて

固定資産の市場価格について、帳簿価額からの下落割合が50%未満であるときは、著しく下落していないものとすることができる。

<注5> 使用しないという決定について

使用しないという決定には、固定資産を全く使用しないという決定のみならず、固定資産の取得時に想定した使用目的に従って使用しないという決定、すなわち、用途変更の決定も含む。なお、固定資産が政府からの現物出資又は承継により取得されたものである場合には、現物出資時又は承継時に想定した使用目的を基準に判断する。

第4 減損の認識

1 次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなければならない。

- (1) 別添「第3 減損の兆候」2(1)から(3)までに該当する場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。
- (2) 別添「第3 減損の兆候」2(4)に該当する場合であって、当該資産の市場価格の回復の見込みがあると認められないとき。（注6）
- (3) 別添「第3 減損の兆候」2(5)に該当する場合であって、使用しないという決定が

当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるとき。（注7）

2 1 (1)において、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないときとは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。

(1) 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在すること。（注8）

(2) 当該資産がその使用目的に従った機能を現に有していること。

<注6> 市場価格の回復可能性に関する判断基準について

市場価格の回復可能性については、経済全体の状況や固定資産の性質に照らし、相当の期間内に固定資産の市場価格が帳簿価額の相当程度まで回復する可能性があるかどうかを判断することとする。

<注7> 固定資産について、翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った場合について

固定資産について、翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った場合には、使用しなくなる日において減損を認識することとし、その決定が将来の財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる場合には、それまでの間、当該資産の概要等について注記しなければならない。

<注8> 固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することについて

1 固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することとは、例えば、保守管理が経常的に行われており、かつ、国立大学法人等の事業計画等においても将来の使用稼働が確実に見込まれている場合をいう。

2 固定資産の全部又は一部の使用が想定されるか否かの判断は、すべて実態によって行わなければならない。

第5 減損額の測定

減損が認識された固定資産について、帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額しなければならない。（注9）

<注9> 回収可能サービス価額について

1 回収可能サービス価額とは、当該資産の正味売却価額と使用価値相当額のいずれか高い額をいう。

2 正味売却価額とは、固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額をいう。

3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいう。

- 4 使用価値相当額とは、減価償却後再調達価額をいう。ただし、減価償却後再調達価額を算出することが困難である場合には、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分（使用しないという決定を行った部分を含む。以下同じ。）以外の部分の割合を乗じて算出した価額を用いることができる。
- 5 減価償却後再調達価額とは、固定資産の全部又は一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有するサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、減価償却累計額（当該資産を減損が認識された資産の使用期間と同じ期間使用した場合に計上される額をいう。）を控除した価額をいう。

第6 減損額の会計処理

固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。

- (1) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。（注10）
- (2) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、減損損失相当累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。
- (3) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。

<注10> 中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについて

中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、国立大学法人等が中期計画等の想定範囲内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等の想定範囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等で想定した業務運営が行われたものとする。

中期計画等で想定した業務運営を行わなかったこと及び想定範囲外の業務運営を行なったこととは、例えば、中期計画等で定めた施設の利用促進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。

このため、中期計画等において中期目標を達成するためとるべき措置等をできる限り具体的に設定し、また、固定資産の利用計画等を定量的に設定する必要があることとな

ることに留意する。

第7 長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額の会計処理

「第74 補助金等の会計処理」の規定により長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額については、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、長期繰延補助金等を補助金等収益に振り替える。

第8 貸借対照表における表示

- 1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除する形式で行うものとする。
（注11）
- 2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。

<注11> 減損損失累計額について

減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、資本剰余金の控除項目として計上された減損損失相当額の累計額が含まれる。

第9 減損処理後の会計処理

- 1 減損処理を行った固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却を行わなければならない。
- 2 減損の戻入は、行ってはならない。

第10 注記

- 1 減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。
 - (1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要
 - (2) 減損の認識に至った経緯
 - (3) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳
 - (4) 減損の兆候の有無について、別添「第3 減損の兆候」3に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認められた理由
 - (5) 回収可能サービス価額が、
 - ア 正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の概要
 - イ 使用価値相当額である場合には、その旨、採用した理由及び算定方法の概要
- 2 別添「第3 減損の兆候」2(1)から(4)までに掲げる減損の兆候が認められた場合（減損を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。

- (1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要
 - (2) 認められた減損の兆候の概要
 - (3) 減損の兆候の有無について、別添「第3 減損の兆候」3に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由
 - (4) 別添「第4 減損の認識」2に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠
- 3 別添「第3 減損の兆候」2(5)に規定する使用しないという決定を行った場合であつて、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定である場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。
- (1) 使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要
 - (2) 使用しなくなる日
 - (3) 使用しないという決定を行った経緯及び理由
 - (4) 将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額
- 4 国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、損益計算書の注記において表示する。